

諸外国における RIA の質の向上のための機能に
関する調査研究
—報告書—

平成 19 年 3 月

総務省行政評価局

委託先：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

目次

1. 調査研究の背景・目的	1
2. RIA の質の向上のための一般的機能	2
(1) 対象事項・視点の整理	2
(2) 対象国の整理	4
3. RIA の質の向上のための取り組み実態	5
(1) 米国	6
①近年の動向	6
②事前審査機能	7
③メタ評価機能	18
④モニタリング・事後評価機能	22
(2) 英国	23
①近年の動向	23
②事前審査機能	34
③メタ評価機能	42
④モニタリング・事後評価機能	45
(3) 豪州	46
①近年の動向	46
②事前審査機能	48
③メタ評価機能	62
④モニタリング・事後評価機能	64
(4) EU	65
①近年の動向	65
②事前審査機能	82
③メタ評価機能	89
④モニタリング・事後評価機能	89
4. 我が国において実施する際の論点	90
(1) 「事前審査」機能に関する論点	90
(2) 「メタ評価」機能に関する論点	92
(3) 「モニタリング・事後評価」機能に関する論点	93

1. 調査研究の背景・目的

平成 16 年 3 月 19 日閣議決定『規制改革・民間開放推進 3 か年計画』に基づき、同年 10 月から各省庁において規制影響分析（Regulatory Impact Analysis。以下「RIA」と言う。）が試行的に実施されることとなった。平成 18 年 10 月までの 2 年間で 12 省庁 171 件の RIA が試行的に実施・公表されている。規制改革・民間開放推進会議が平成 18 年 12 月 25 日に公表した『規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申』では、18 年度中に評価法の枠組みの下で規制についての事前評価を義務付けるための必要な措置を講じるべきとする、既定の方針を改めて確認するとともに、規制以外の行政分野へもこうした分析フレームワークを拡張させることや、規制の事前評価結果の事後検証の必要性等、義務付け後の具体的な運用・展開の在り方にまで主張が及んでいるところである。

このような中、平成 19 年 3 月の行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「評価法」と言う。）施行令の改正により、本年 10 月から規制の事前評価の実施が正式に義務付けられることとなった。今後、我が国中央省庁において規制の事前評価が本格的に行われていく中で、各省庁の取り組みの高度化、及び評価の質を高めていくためには、我が国に先導して RIA による規制の事前評価に取り組んできた先進諸外国における、質の向上に向けた制度的取り組みとその実態とを調査・分析し、これらから得られたエッセンスを基に、評価の質を高めていくための政府全体としての新たな仕組み・機能を構築していくことが必要であると考えます。

本調査研究では、上記のような背景を踏まえ、諸外国における規制の事前評価、とりわけ RIA の質の向上に向けた取り組みについて幅広く収集、分類・整理することを通じて、各国における基本的な考え方の異同点を整理すること、そしてこれらと我が国における実情とを対比させることで、我が国における規制の事前評価の質の向上に向けた仕組み・機能を提案すること、ひいては我が国における政策評価の質の向上に資することを目的とする。具体的には、諸外国における規制の事前評価、とりわけ RIA の質的向上に向けた取り組みとして、RIA の「事前審査」「メタ評価」「モニタリング・事後評価」それぞれの制度と実態について調査・分析・整理する。

2. RIA の質の向上のための一般的機能

(1) 対象事項・視点の整理

まず、諸外国で行われている RIA の「事前審査」「メタ評価」「モニタリング・事後評価」の各機能について、規制に関する政策評価の手法に関する研究会（2004）「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究・報告書」による整理を元に分類すると、以下のよう

機能・時期・概要	実施主体 (想定)	評価対象の 選定	評価の視点	
事前段階 (規制策定過程内)	①規制影響分析 (RIA) 規制の導入・改廃等の際、規制によって生じる費用と便益を可能な限り定量的に分析するもの。利害関係者との合意形成を図る。	規制所管省庁	必要性・有効性・効率性等	
	②規制影響分析の「事前審査」 規制所管省庁が作成した RIA を、規制策定過程内で評価（個別の評価事例を再検証）するもの。規制の質的改善と RIA の内容の改善を図る（規制所管省庁と第三者的立場にある機関<評価制度所管省庁等>との意見交換等を通じて、質・内容が改善される）。	第三者的機関 (評価制度所管省庁等)	対象を定義して 網羅的に実施	必要性・有効性・効率性・ 手続の適切性等
事後段階 (規制策定後)	③メタ評価 上記②の実施後、規制所管省庁が作成した RIA を評価、または（必要に応じて）評価方法そのものを評価するもの。一連の評価結果から得られた教訓の統合と、（個々の評価の評価を通じた）質の改善を図る。	第三者的機関 (総務省・内閣府等)	選択的に実施	
	④モニタリング・事後評価 規制が導入されてから一定期間経過後、規制の遵守状況や有効性（想定した成果を実現したか）等を評価するもの。当該規制の運用の改善を図り、その在り方を分析する。	規制所管省庁 & 第三者的機関 (総務省・内閣府等)		（個別の評価で異なるが） 規制の遵守状況、有効性・経済性等

資料）規制に関する政策評価の手法に関する研究会（2004）「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究・報告書」を一部修正。

また、OECD（2004）, *Regulatory Performance : Ex-post Evaluation of Regulatory Tools and Institutions*では、RIA の審査等、品質確保のための評価の観点について、以下の3つを提示している。

図表 RIA の品質確保のための評価の観点

<p>■ 遵守状況—Compliance—テスト（プロセスの審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の RIA が、RIA ガイドライン等での要請事項をきちんと満たしているか？ ・ RIA の外形・手続上の審査。事前段階、事後段階双方での実施があり得る。 <p>■ 業績—performance—テスト（アウトプットの審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の RIA が、分析過程の透明性、分析結果の正確性を担保しているか？ ・ RIA の分析内容・結果の審査。どちらかといえば事後段階での実施。 <p>■ 機能—function—テスト（アウトカムの審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （個々の、もしくはその総体としての）規制が、RIA を実施したことで、質の向上、規制策定過程の透明化等に良い影響を与えているか？ ・ 規制の事前評価制度そのものの審査。事後段階での実施しかあり得ない。
--

資料) OECD（2004）, *Regulatory Performance : Ex-post Evaluation of Regulatory Tools and Institutions*

これらの視点を参考に、RIA の「事前審査」「メタ評価」「モニタリング・事後評価」それぞれの機能を整理すると、下図のようにプロットされる。本調査研究では、下記に該当する諸外国での取り組み事例を特定するとともに、それぞれの仕組み・体制・事例等を整理することとした。

	事前段階	事後段階
遵守状況テスト	①各 RIA の「外形・手続」上の事前審査	④各 RIA ・全体の「外形・手続」上の遵守状況のメタ評価
業績テスト	②各 RIA の「分析内容・結果」の事前審査	⑤各 RIA ・全体の「分析内容・結果」のメタ評価
機能テスト		③各 RIA で設定した指標、想定した仮定等のモニタリング・評価 ⑥「規制の事前評価制度」そのものについてのメタ評価

(2) 対象国の整理

規制の事前評価制度、とりわけ RIA への取り組み着手から一定の期間を有しており、規制所管省庁の自己評価としての RIA のみならず、その事前審査、メタ評価等についての複数年にわたる経験・実績を有する国として「米国」「英国」「豪州」を、及び、近年になって本格的に RIA への取り組みが行われるようになった事例として「EU」を、それぞれ調査対象国とした。

各国における取り組み状況を整理したのが以下の図表である。

図表 各国における取り組み比較

	米 国	英 国	豪 州	EU
規制所管省庁による RIA	Economic Analysis	(Regulatory) Impact Assessment	Regulatory Impact Statement	Impact Assessment
年間実施件数	約 70 件	約 200 件	約 100 件	約 60~70 件
事前審査	Office of Information and Regulatory Affairs <OIRA>	Better Regulation Executive <BRE>	Office of Best Practice Regulation <OBPR>	Impact Assessment Board <IAB>
外形・手続	○	○	○	○
内容・結果	○	○	○	○
メタ評価	OIRA	①BRE ②National Audit Office<NAO>	OBPR	—
外形・手続		①のケース	○	
内容・結果	○	②のケース	○	(○)
評価制度		②のケース		(○)
モニタリング・評価		○	○	

3. RIA の質の向上のための取り組み実態

本章では、調査対象国における RIA の質の向上に向けた取り組み、具体的には「事前審査」「メタ評価」「モニタリング・事後評価」の各機能について、それぞれ以下の観点から整理する。

①近年の動向

2004 年以降の規制の事前評価制度に関する主な見直しの内容について概説

②事前審査機能

- a) RIA を作成することが要請されている規制の範囲
- b) 事前審査の対象となる規制（及びその RIA）の範囲
- c) 事前審査を行う機関が、どのような体制・観点から審査を行っているのか
- d) 事前審査を行う機関が、規制策定過程のどの段階で審査を行っているのか

③メタ評価機能

- a) 米国：OMB が毎年行っている議会報告
- b) 英国：CAO が毎年行っている遵守状況の報告
- c) 英国：NAO が毎年行っている VFM 検査報告
- d) 豪州：PC が毎年行っている年次報告

④モニタリング・事後評価機能

ここでは規制所管官庁が自ら行うべきものと定義し、「英国」「豪州」の RIA ガイドラインにおいて、一定期間経過後のモニタリング・評価の実施、規制内容の見直しに関して、RIA 上で記載することを要請していることに着目、RIA ガイドライン上でのモニタリング・評価に関する要請内容を整理

(1) 米国

①近年の動向

■制度見直し ～大統領令 12866 - Regulatory Planning and Review の微修正

2007 年 1 月に大統領令 13422 を発令し、同国における RIA の実施根拠となっている大統領令 12866 の 2 回目の改訂を行っている（なお、1 回目の改訂は 2002 年 2 月に発令された大統領令 13258）。今回の大統領令における主な修正点は以下の通りである。

－第 1 条 b 項「規制の諸原則」にて、いわゆる“市場の失敗”についての詳細な説明を付記

従 来	新 規
<p>第 1 条 規制の根本原理と諸原則</p> <p>(a) 規制の根本原理</p> <p>(b) 規制の諸原則</p> <p>連邦政府機関が実施する規制プログラムと前項に掲げる根本原理との整合を確保するため、連邦政府機関は、法の許容範囲及び該当する場合において、次に掲げる諸原則に従うべきものとする。</p>	
<p>(1) 各連邦政府機関は、取り組もうとする問題（該当する場合には、連邦政府機関の新たな措置を必要とする市場の失敗及び政府の失敗を含む）を特定するとともに当該問題の重大性（significance）を評価しなければならない。</p>	<p>(1) 各連邦政府機関は、<u>新たな規制が必要とされるかどうかを事前に評価できるようにするために</u>、連邦政府機関の新たな措置が取り組もうとする <u>具体的な市場の失敗（外部経済 externalities、market power 市場支配力、情報の非対称性 lack of information 等）</u> やその他の具体的な問題（該当する場合には政府の失敗を含む）を <u>文書上で</u> 特定するとともに、当該問題の重大性を評価しなければならない。</p>

- －規制案の解説資料（Guidance Document）の位置付け・扱いを明文化
- －各連邦政府機関が毎年 6 月に作成・提出する「規制計画 Regulatory Plan」【7～8 頁で後述】において、次年度以降に導入を予定する規制措置案の個々の便益・費用の概算に加え、次年度に導入を予定する規制措置案については、それらのすべてを束ねた形で便益・費用の概算を示すことを要請

②事前審査機能

■RIAの対象となる規制

大統領令 12866 第 3 条 (d) では、『規制 (regulation)』の定義を“連邦政府機関が法的拘束力 (the force and effect of law) をもたせようとする一般的な適用及びそれが将来にもたらす効果をまとめたものであって、法や政策の履行、解釈、規定を目的として、もしくは連邦政府機関の事務上・実務上の要件を規定するもの”としている。ただし同条では除外規定として、①合衆国法典第 5 編第 556 条、第 557 条に規定される正式 (公開聴聞会等) の手続を経て公告された規制、②軍事、外交に関連する規制 (調達に関するもの、非防衛関連物品・サービスの輸出入を含むものを除く)、③連邦政府機関の組織・管理・人事に限定される規制、④OIRA 長官によって指定された上記以外の規制、の 4 類型を対象外としている。

さらに同条 (f) では、特に『重要な (significant) 規制』として以下の 4 類型を挙げている。このうち、8~9 頁で後述するように当該類型の (1) に該当する規制が、RIA 作成の対象¹となっている。

図表 『重要な (significant) 規制』の定義

- | |
|---|
| (1) 年間 1 億ドル以上の経済的な影響 (effect on the economy) がある規制 |
| (2) 他の規制等と齟齬が生じうる規制 |
| (3) 補助金・公共料金等に関する予算措置・対象者の権利義務を変更する規制 |
| (4) 法的措置・大統領令等から外れて、新たに法的・政策的問題を提起する規制 |

資料) 大統領令 12866

また、大統領令 12866 第 4 条では、連邦政府機関に対して、①現在検討段階にある、もしくは審議過程にある全てすべての規制案を一覧化した「規制予定一覧表 Unified Regulatory Agenda」を年に 2 回作成して一般に公表すること²、及び、②当該規制予定一覧表 (秋期作成版) の一部として、次年度以降での策定を予定する『重要な規制』案に関する計画を記載した「規制計画 Regulatory Plan」を作成し、毎年 6 月 1 日までに OIRA に提出すること³を規定している。それぞれ (規制予定一覧表、規制計画) における記載事項は以下の通りであり、例えば 2006 年 12 月に公表された農務省の「規制予定一覧表」では 309 件の規制案が列挙されており、このうち 149 件の規制案が『重要な規制』として位置づけられて「規制計画」として詳細に記載されている。

¹ 厳密には、規制がもたらす便益・費用の評価、及び代替案との比較考量を行う行為

² 規制予定一覧表の作成自体は、1983 年から取り組まれている。

³ 1993 年に大統領令 12866 が策定された翌年から取り組まれている。

図表 「規制予定一覧表」と「規制計画」の記載事項

規制予定一覧表 Unified Regulatory Agenda	規制計画 Regulatory Plan
<ul style="list-style-type: none"> • 規制識別番号 • 規制の要約 • 法的根拠 • スケジュール • 照会・連絡先 	<ul style="list-style-type: none"> • 規制の目的、優先事項、大統領の優先施策との関係 • 規制の概要（可能な限り、代替案、費用・便益の概算を含む） • 規制による健康・安全・環境のリスク削減効果、他の連邦政府機関が所管する別のリスクとの関係（該当する場合） • 法的根拠 • スケジュール • 照会・連絡先

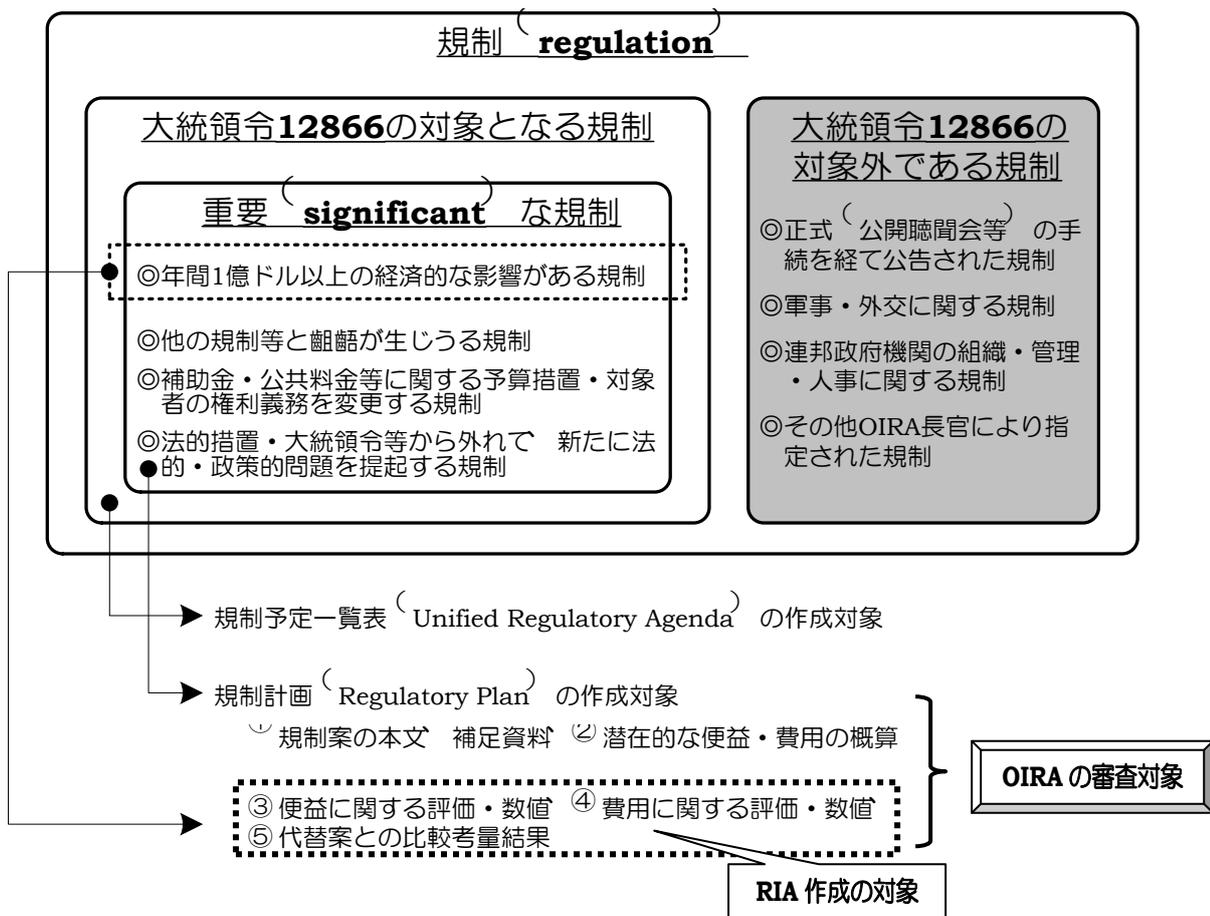
資料) 2006年12月に公表された「規制予定一覧表」「規制計画」より作成

さらに、大統領令 12866 第 6 条 (a) (3) では、規制の事前評価に関する連邦政府機関への要請・指示事項を整理している。このうち (A) のプロセスが、RIA 作成の対象となる規制案のスクリーニングであり、(B) 及び (C) が実際の RIA 作成要請に相当するものとしてとらえられている。

- (A) 連邦政府機関は、OIRA の要請に基づき、今後策定を予定する規制予定一覧表において、どの規制案が『重要な規制』に該当し、どの規制案が該当しないと考えられるかを明示した上で、OIRA に提出することが要請されている。当該一覧表を受領した OIRA が 10 日以内に反対意見を表明しない限り、ここで『重要な規制』に該当しないものとした規制案については、以下の (B) 及び (C) の適用は受けない。
- (B) 上述 (A) で『重要な規制』に該当するものとされた規制案については、①規制案の本文及び補足資料、②規制案が実施された際の潜在的な便益・費用の概算についてまとめた文書を OIRA に提出しなければならない。
- (C) さらに、大統領令 12866 第 3 条 (f) (1) に該当する——年間 1 億ドル以上の経済的な影響がある——規制案については、上述 (B) に加えて、③便益に関する評価及びその数値、④費用に関する評価及びその数値、⑤想定される代替案の便益・費用の計算結果と、提案する規制案が代替案と比して優れている理由、に関する補足説明資料を OIRA に提出しなければならない。

これらの規定を基に、米国において RIA の対象となる規制の範囲を図式化すると以下のようになる。このように、当該年度（以降）に策定する予定の規制案の全体リスト〈規制予定一覧表もしくは規制計画〉を作成・公表・提出することが要請され、当該リストの中から、RIA の対象となる規制かどうかを各連邦政府機関・OIRA 双方で判断するという仕組みが、大統領令 12866 の規定の中で担保されている。

図表 米国における RIA の実施対象



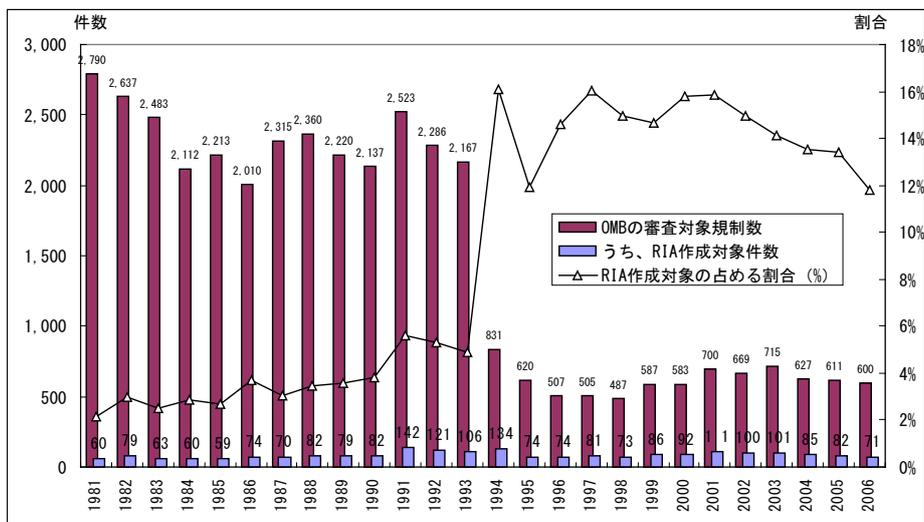
資料) 各種資料より作成

■ 審査機関の位置付け ～OIRA : Office of Information and Regulatory Affairs

1980 年 Paperwork Reduction Act に基づき議会によって新たに設立・発足した連邦政府機関であり、大統領府内の行政管理予算庁（OMB）の内部組織として位置付けられている。OMB 自体、それ以前から実行上の規制審査行為は行っていたものの、当時は規制そのものの本質についての審査というよりも、むしろ手続的・外形的な審査が主流であったとされている。その後、1981 年大統領令 12291 で、各連邦政府機関には RIA を実施することと、官報掲示前に OIRA に対して RIA を提出することが要請される。この大統領令によって、OIRA による規制（及びその RIA）案の事前審査は、規制そのものの本質についての審査にも拡大することとなった。年間 2,000～3,000 件の規制（及びその RIA）案が OIRA に提出され、事前審査を行っているが、当時は論争（三権分立の基本原則に反しないか、行政手続法の言うパブリックの関与という考え方に反しないか、規制策定の時宜性を損なわないか等）があったとされている。

その後、クリントン政権下において 1993 年の大統領令 12866 が発令され、これが現時点での RIA 制度として引き継がれている。大統領令 12866 では、第 2b 条で事前審査の権限を明確化し、同じく第 6 条では規制所管省庁と OIRA の双方が果たすべき機能・役割について定義することで、システムティックな対応を要請する一方で、第 3f 条及び第 6 b 条で、OIRA が事前審査を行うべき規制（及びその RIA）案の対象を 1 億ドル以上の経済的影響がある規制に限定することとなった。これにより、OIRA による事前審査の件数は年間 500～700 件に減少することとなった。また、これと同時に「審査期間 90 日以内ルール」「審査プロセスの透明性の確保」等、事前審査に関連する諸ルールも明文化されることとなった。

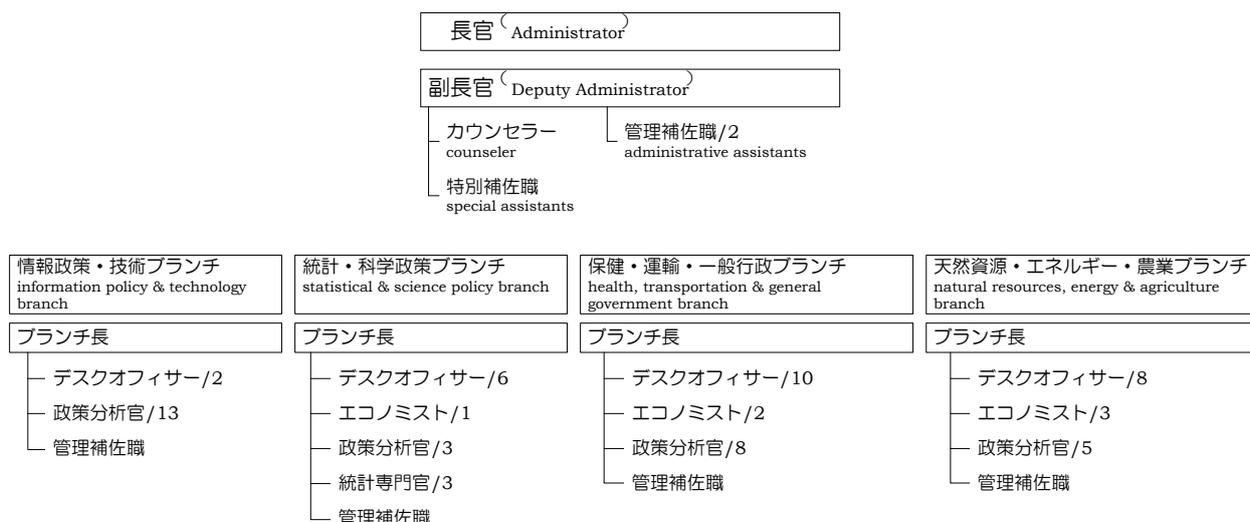
図表 OIRA による事前審査の状況



資料) OMB 統計より作成

2007年時点で、OIRAの常勤スタッフは46人（1981年当時は90人、97年頃に47人）である。保健・運輸・一般行政ブランチと天然資源・エネルギー・農業ブランチとが直接的な審査を担当し、残りのブランチはその技術的支援を行う形となっている。なお近年は、スタッフの学問的バックグラウンドが拡大しており、そのほとんどが博士号を有する者である。

図表 OIRAの機構図



資料) GAO (2003), Rulemaking: OMB's Role in Review of Agencies' Draft Rules and the Transparency of Those Reviews

現在の OIRA 長官は 2006 年 7 月に大統領により任命され、2007 年 4 月に着任した Susan Dudley 女史である。元々はジョージメイソン大学マーカタスセンターで規制政策に関する研究部門長を務めている。

図表 OIRA 歴代長官

OIRA 長官	任期	政権
James Miller	1981	レーガン政権
Christopher DeMuth	1981~1983	
Douglas Ginsburg	1983~1985	
Wendy Lee Gramm	1985~1988	
Jay Plager	1988~1992	G.H.W ブッシュ政権
Sally Katzen	1993~1998	クリントン政権
John Spotila	1999~2000	
John Graham	2001~2006	G.W ブッシュ政権
Susan Dudley	2007~	

資料) 各種資料より作成

■事前審査の内容

2001年12月にOIRAが発表した議会報告レポート⁴によれば、OIRAによる事前審査機能は、規制策定過程の最終段階に至る前に質の低い規制を排除する“end-of the-pipeline check”機能を果たすために担保されているとしている。

各連邦政府機関には、OIRAに対して規制案（及びそのRIA案）を提出し審査を受けることが大統領令12866の制度上の義務として公式に要請されているため、その段階でOIRAによる何らかの問題点の指摘（さらには差し戻し）が生じないように、公式に提出・審査を受ける前の段階で、別途非公式にOIRAの審査担当者に接触・打診し、相談もしくは非公式な形で審査を要請するケースが、従来に比べて増えたと説明している。大統領令12866で規定されているOIRAの事前審査機能は、以下の3段階の活動により果たされている。

第1段階：「規制計画 Regulatory Plan」上の審査

第2段階：「提案段階規制案・同RIA」の審査

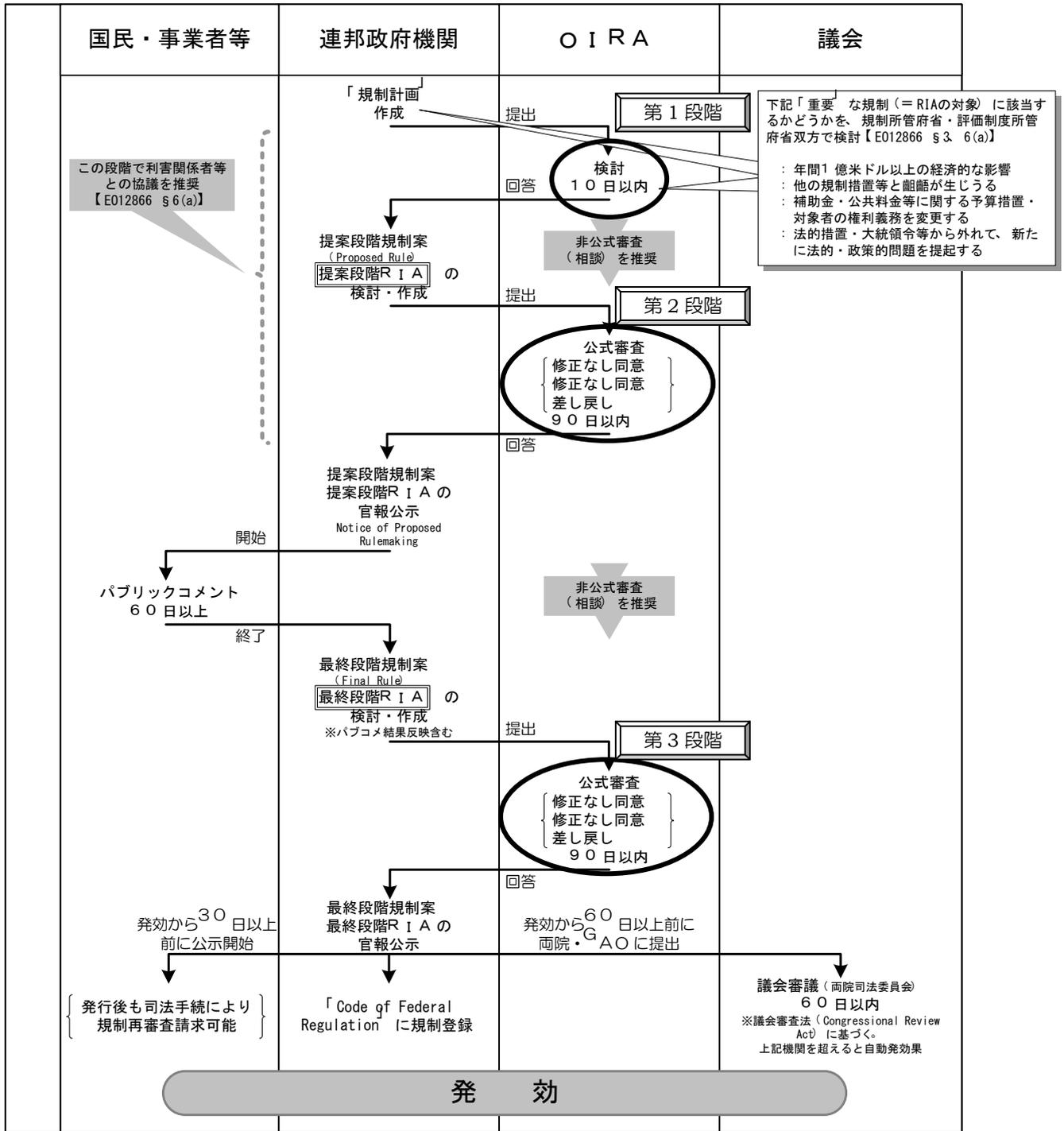
第3段階：「最終段階規制案・同RIA」の審査

第1段階については、前述の通り、連邦政府機関は次年度以降での策定を予定する『重要な規制』案に関する計画を記載した「規制計画」を作成し、毎年6月1日までにOIRAに提出することが要請されている。OIRAは、当該計画に記載された規制のうち、RIAの作成対象——年間1億ドル以上の経済的な影響がある規制——がきちんと選定されているかどうかをこの段階で判断する。当該計画を受領したOIRAが10日以内に反対意見を表明しない限り、ここで『重要な規制』に該当しないものとした規制案については、RIAの作成対象からは外されることとなる。

以下では、第2・第3段階について説明する。

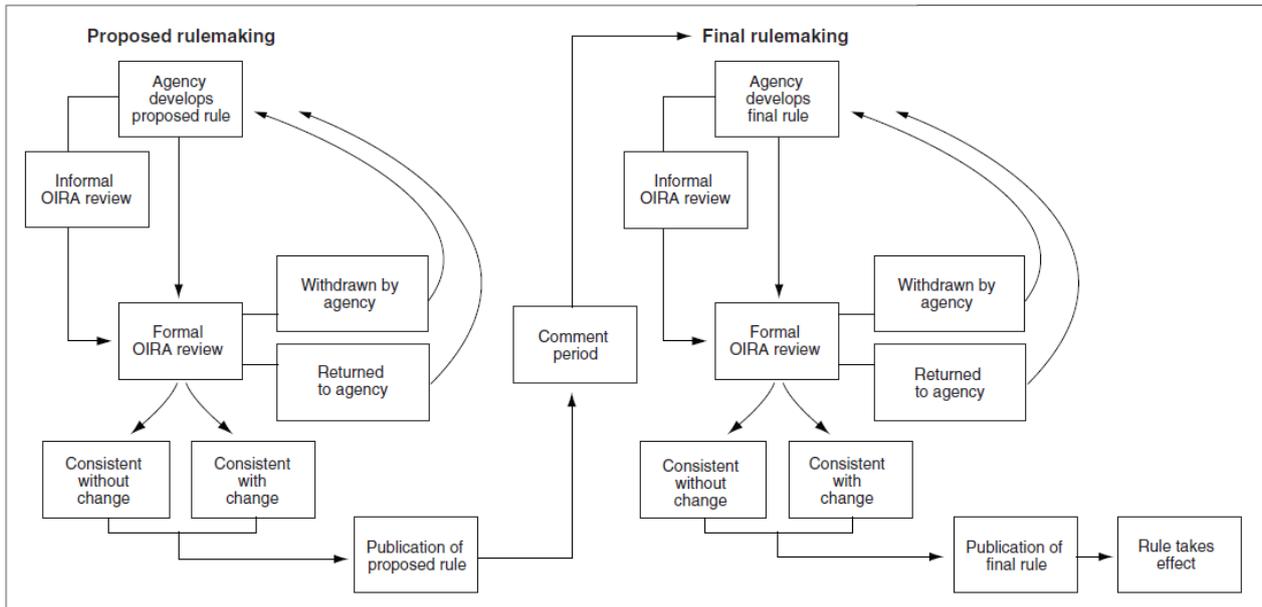
⁴ OIRA (2001) , *Making Sense of Regulation: 2001 Report to Congress on the Costs and Benefits of Regulations and Unfunded Mandates on State, Local, and Tribal Entities*

図表 米国における RIA 実施フローと OIRA による事前審査の関係



資料) 規制に関する政策評価の手法に関する研究会 (2004) 「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究・報告書」を一部修正。

図表 米国 OIRA による事前審査



資料) GAO (2003), *Rulemaking: OMB's Role in Review of Agencies' Draft Rules and the Transparency of Those Reviews*

【審査の基準】

OIRA のデスクオフィサー（審査担当者）の代表者曰く、「審査の『標準チェックリスト』のようなものはない」とのことであるが、結果的に、実体法・大統領の優先事項・大統領令 12866 の原則に一致しているか、他の連邦政府機関の政策や実務と対立していないか等の観点（大統領令 12866 第 6b 条の規定）から共通して審査されているとのことである。ここでいう大統領令 12866 の原則について、会計検査院（GAO）は以下の通り整理している。

- 直接的な規制とは別の現実的な代替案が特定・評価されているか？
- 規制の目的を達成する上で最も費用対効果が高い形で規制が設計されているか？
- 規制措置案の費用・便益双方が評価され、便益が費用を justify するという合理的な判断の下に規制を提案もしくは採用しているか？
- 科学的・技術的・経済的その他の情報を最善の形で考慮した意思決定に基づいているか？
- 異なる形での規制が特定・評価されているか？
- 社会に対する負荷が最も少ない形の規制となっているか？

さらに、例えば Paperwork Reduction Act の適用対象となる情報収集を行う規制であれば同法で規定されている事項を遵守しているかどうか、経済的に重要な規制であれば、分析内容が適切か等の観点からそれぞれ審査が行われる。

より詳細には、John Graham 長官の 2005 年 3 月時点のプレゼンテーション資料⁵によれば、OIRA の審査では以下の観点から見るとしている。

- －規制の代替案が検討されているか？
- －規制は最善の策か？ 有識者レビューの裏付けがあるか？
- －便益と費用とが特定され、定量化され、考量されているか？
- －品質的、倫理的、法的要因が考慮されているか？

【審査過程でのやりとり】

審査の過程においては、提出された規制案（及び RIA 案）の書面上でのチェックのみならず、OIRA のデスクオフィサーと各規制所管省庁の担当者との間で直接的なコミュニケーション（対面、電話、E-mail／等）が頻繁に取られるようである。また、①対面折衝が行われる際には、案件に応じて OIRA の各ブランチ長や長官・副長官が同席する場合もあること、②案件の性質に応じて、OIRA 内他部門の他、OMB 内他部門（例えば予算担当セクション）、関係各機関（例えば中小企業に関連する場合には中小企業庁へ、環境問題であれば環境保護庁、エネルギー省、農務省、運輸省等）に照会をかけることもあるとしている。これら審査にかかる内外の体制については、特段明文化された規定があるわけではなく、審査の実効を高めるための措置として比較的柔軟に行われているとしている。

【審査結果】

審査結果は、各規制所管省庁から提出された規制案（及び RIA 案）に対して、概ね“修正なし同意 consistent without change” “修正あり同意 consistent with change” “差し戻し returned” の 3 類型⁶に大別されるとしているが、各省庁案に対して（修正有無を問わず）同意するケースが全体の 7 割超を占めており、実際に差し戻しが行われるケースは過去 25 年の実績で全体の 3%に満たない。

OIRA の審査による差し戻しについての規定は大統領令 12666 第 6 条 (b) (3) に規定されている。本条では、OIRA が差し戻しを行う際には、その理由について説明した文書を作成することが要請されており、この文書を「差戻通達 (return letter)」と言う。差戻通達は、各省庁の長もしくは高官にあてた書簡の形をとっているが、同内容はインターネット上でも公開され、一般に閲覧が可能である。

⁵ "Science and Regulatory Policy at OMB" (第 44 回トキシコロジー学会年次大会 (於：ニューオーリンズ) でのプレゼンテーション資料。http://www.whitehouse.gov/omb/inforeg/speeches/030705_graham_slides.pdf

⁶ これらに加えて、“省庁による取下げ withdrawn by agency”のケースも数多く存在する。

図表 OIRA による差し戻しの権限

大統領令 12866 第 6 条 規制の集中的なレビュー

(b) OIRA の責務

(3) それぞれの規制措置について、一部もしくは全体的観点からさらなる検討が必要であると判断し、OIRA 長官が規制所管省庁に対して差し戻し (return) を行う場合、OIRA 長官はその判断が依拠している大統領令 12866 上の適切な観点を説明した上で、当該省庁における当該差し戻しに関する説明を行った文書により通達を行う。もし当該省庁の長が当該差し戻しの理由の一部もしくは全体について同意できない場合、各省庁の長はその旨を OIRA 長に対して文書により通達を行う。

図表 差戻通達 (Return Letters)

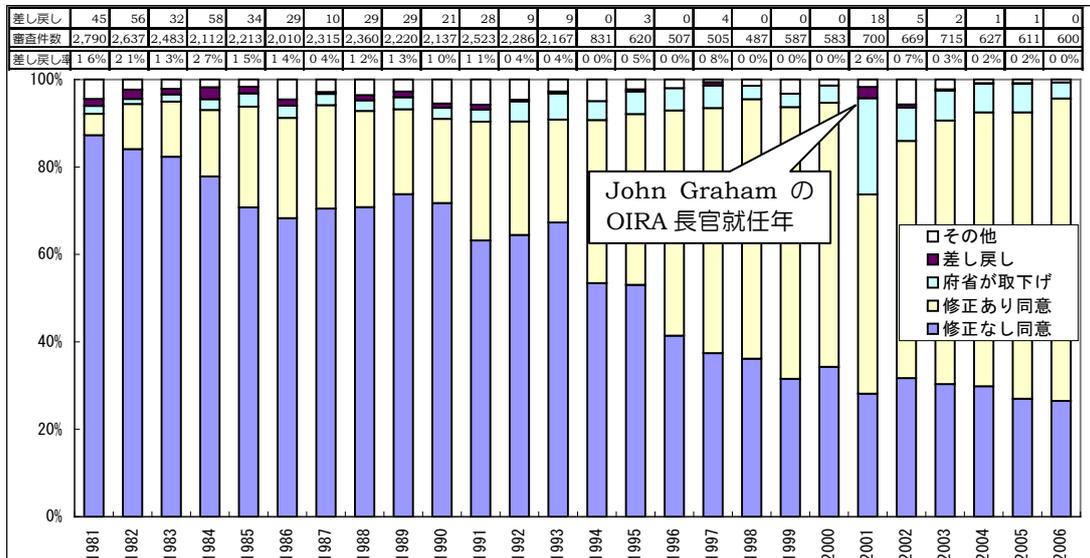
OIRA による規制案の事前審査の過程で、各規制所管省庁に規制案を再考してもらうために、OMB は差し戻し (return) をする旨の通達 (Letter) を行う場合がある。各省庁による分析 (RIA) の質が不十分である場合、導入しようとしている規制案の内容が分析 (RIA) によって正当化されない場合、大統領令 12866 で示されている規制原則や大統領が示している政策・優先順位等と規制案とが一致していない場合、他の大統領令や法令と規制案とが矛盾している場合などに、差し戻しがなされる。こうした差し戻しは、必ずしも OMB/OIRA が当該規制案に反対することを示すものではない。むしろ差戻通達は、各省庁がさらなる検討を行うことにより、規制案がよい結果をもたらすであろう、という OIRA の考えを差戻通達という形をもって説明するものである。

資料) OMB ホームページ (<http://www.whitehouse.gov/omb/infoereg/regpol.html>) より

2001 年 7 月に OIRA 長官が John Graham に変わったことにより、OIRA による審査方針が、それまでは連邦政府機関にとってのカウンセラー的立場であったが、門番的な立場へと大きく変わったとしている。実際に、OIRA の審査結果の推移を見ると、新たに長官に就任した 2001 年には“差し戻し”もしくは“省庁による取り下げ”のケースが他の年に比べて群を抜いていることがわかる。この点について、GAO が 2003 年にまとめている報告書⁷では、OIRA における審査のスタイルは、その折々の OIRA 長官が、規制策定過程における OIRA の役割をどのように位置づけるかによって変化してきていると説明している。

⁷ GAO (2003) , *Rulemaking: OMB's Role in Review of Agencies' Draft Rules and the Transparency of Those Reviews*

図表 OIRA による審査結果の推移



資料) OMB 統計より作成

なお、John Graham 長官が就任した 2001 年を境にして、従来通りの正式な事前審査プロセスに加えて、非公式ではあるが一般に公開される文書（パブリックレター）の形をもって、OIRA の意図を伝える様々な取り組みがなされるようになってきている。その 1 つが、①OIRA の考えとして、新たな規制の策定、もしくは既存規制の改正が必要であると判断した場合に、当該政策・規制分野を所管する各省庁の長に対して、OIRA 長官名で追加的措置を促す⁸「助言通達（prompt letter）」であり、もう 1 つが、②事前審査において差し戻しを行うまでには至らないが、提案段階の規制内容もしくは分析内容について、次回の提出までにより詳細な検討等を促す「次の審査に関する通達（post-review letter）」である。いずれも差戻通達と同様、各省庁の長もしくは高官にあてた書簡の形をとっているが、同内容はインターネット上でも公開され、一般に閲覧が可能である。

⁸ 助言通達の内容を採用するかどうかは、あくまで各省庁側の判断であるが、OIRA 長官が助言通達を出してから 30 日以内に何らかの回答を行うことが要請されている。

③メタ評価機能

■OIRA による対議会年次報告

～連邦政府規制がもたらす総便益・総費用（フロー・ストック）を試算・報告

～規制改革にまつわる各年のトピックについて報告

OIRA では、1997 年から毎年、連邦政府が実施している規制についての費用・便益の分析に関する議会報告「連邦政府規制の費用・便益に関する議会への報告⁹⁾」を作成している。この議会報告は、大統領令 12866 の権限に基づき行っている事前審査の延長線上での活動ではなく、2000 年に成立した「規制を知る権利に関する法律」（Regulatory Right-to-Know Act）に基づき実施¹⁰⁾されているもので、各規制所管省庁が実施した RIA 結果を基に（費用や便益が定量化・金銭価値化されている・いないに問わず）、連邦政府が導入・維持している主要な規制がもたらす総便益・総費用について、年次ベースでの算出を行いつつその報告を行うものであり、これまでに 10 回の報告が行われている。

図表 規制を知る権利に関する法律

第 624 条

(a) 【一般規定】2002 暦年及びそれ以降の各年において、OMB 長官は、合衆国法典第 31 編第 1105 条に定める予算とともに、次に掲げるものを内容とする説明文書及び関連資料を議会に提出しなければならない。

(1) 連邦規制及び書類作成作業に係る総年次費用・便益（定量化可能・定量化不能双方の効果を含む。）の推計値（次の範疇によるもの）

(A) 総計

(B) 連邦政府機関・同プログラム別

(C) 主要規制別

(2) 州政府・地方政府・先住民政府・中小企業・賃金・経済成長に連邦規制がもたらすインパクトの分析結果

(3) 改革に向けた提言

(b) 【告知】OMB 長官は、本条 (a) に規定する報告を議会に提出する前に、当該報告を告知にかけ、パブリックコメントを得る機会を設定しなければならない。

(c) 【指針】OMB 長官は、本条の履行に際して、各省庁に対して下記の事項に関する標準化を行うための指針を示さなければならない。

(1) 費用・便益の計測方法

(2) 集計表

(d) 【ピアレビュー】OMB 長官は、本条に規定される指針、個々の集計表、報告について、独立した外部主体によるピアレビューに付さなければならない。当該ピアレビューは「連邦助言委員会法」の対象とはならない。

資料) OMB (2003), *2003 Report to Congress on the Costs and Benefits of Federal Regulations and Unfunded Mandates on State, Local, and Tribal Entities* 195 頁より。

⁹⁾ Report to the Congress on the Costs and Benefits of Federal Regulations

¹⁰⁾ それ以前（2001 年年次報告以前）は、年度ごとに策定・改定される「財務・一般政府歳出法（Treasury and General Government Appropriations Act）」に基づき実施されていた。

毎年、報告書の第 1 章において米国における規制がもたらす（直近 10 年分のストックの、及び当該年度に成立したフローの）便益・費用の推計結果を示している。これは、連邦政府規制が総体としてもたらしている便益や費用を長期的な視野でモニタリングしていくことにより、その後の規制改革のあり方を検討する上での指針とすることが目的とされている。また、報告書の第 3 章以降が各年のトピック的テーマである。

過去 3 年分の報告は以下のような構成となっている。

【2004 年報告（2004 年 12 月）】

第 1 章 連邦規制の費用と便益

- A OMB により審査を行った規制の便益・費用の総合計の推計
- B 今年的主要な規制の便益・費用の推計
- C 財務報告に関するパブリックコメントへの反応
- D 連邦規制が州政府・地方政府・中小企業・賃金・経済成長に与えた影響

第 2 章 規制と製造業

- A 製造業に対する連邦規制活動・レビューの傾向
- B 規制改革に関する勧告
- C パブリックコメント・ピアレビューコメントへの反応

第 3 章 2001～2005 年の規制改革：進歩と更なるステップ

- 規制改革による達成
- 規制改革提案への約束
- さらなる規制改革

補論 A 便益・費用の計算

補論 B 規制の結果に関する定量的推計

補論 C 1992～1993 年の主要な規制の便益・費用

補論 D 2001～2002 年規制改革要望に関する現状報告

補論 E 参考文献

補論 F パブリックコメント・ピアレビューコメントのリスト

【2005 年報告（2005 年 12 月）】

第 1 章 連邦規制の費用と便益

- A OMB により審査を行った規制の便益・費用の総合計の推計
- B 今年的主要な規制の便益・費用の推計
- ★C 連邦予算プログラムへの規制の導入
- ★D 「独立」規制機関による主要な規制
- E 財務報告に関するパブリックコメントへの反応
- F 連邦規制が州政府・地方政府・中小企業・賃金・経済成長に与えた影響
- ★G パブリックコメント・ピアレビューコメントへの反応

第 2 章 連邦規制活動の傾向

- ★第3章 規制導入前に推計された便益・費用の信頼性
 - A 分析の信頼性に関する文献
 - B 検証を行った規制事例の特徴と限界
 - C 信頼性のある推計に関するディスカッション
 - D パブリックコメント・ピアレビューコメントへの反応
 - E 参考文献
- ★第4章 情報品質法（Information Quality Act）の導入
 - A 2003～004 年度に各省庁によせられた修正要望
 - B 一般的な評価：とらえられ方と現実問題
 - C 情報品質法に基づく法的な要請
 - D 情報品質法に基づく透明性の拡大
 - E 効果的な修正要望についての特徴
 - F OMB の新しいピアレビュー方針の持つ意義
 - G パブリックコメント・ピアレビューコメントへの反応
- 補論 A 便益・費用の計算
- 補論 B 規制の結果に関する定量的推計
- 補論 C 1992～1994 年の主要な規制の便益・費用
- 補論 D ブッシュ政権下での規制改革
- ★補論 E 2004 年度情報品質報告参考文献
- 補論 F パブリックコメント・ピアレビューコメント

【2006 年報告（2007 年 1 月）】

- 第1章 連邦規制の費用と便益
 - A OMB により審査を行った規制の便益・費用の総合計の推計
 - B 今年の主要な規制の便益・費用の推計
 - C 連邦予算プログラムへの規制の導入
 - D 「独立」規制機関による主要な規制
 - E 財務報告に関するパブリックコメントへの反応
 - F 連邦規制が州政府・地方政府・中小企業・賃金・経済成長に与えた影響
 - G パブリックコメント・ピアレビューコメントへの反応
- 第2章 便益・費用の推計の傾向
- ★第3章 規制政策の国際的開発
 - A 米国と欧州連合との間の協調的規制
 - B 北米パートナーシップの安全性と反映
 - C その他の国際的イニシアチブ
 - D パブリックコメント・ピアレビューコメントへの反応
- 第4章 情報品質法の導入に伴う改正点
 - A 2005 年度に各省庁によせられた新たな修正要望
 - B 2003～004 年度に各省庁によせられた修正要望の現況
- 補論 A 便益・費用の計算

補論 B 規制の結果に関する定量的推計

補論 C 1992～1995 年の主要な規制の便益・費用

★補論 D OMB と欧州連合の RIA ガイドラインの比較

A 一般的事項

B IA・RIA の基本枠組み

C 規制分析の主要な要素

D 分析手法

E 結論

補論 E 2001、2002、2004 年の規制改革要望のアップデート

補論 F パブリックコメント・ピアレビューコメント

注) ★は、その年に初めてふれられたトピック

2006 年報告で行われた「第 1 章 連邦規制の費用と便益」では、以下のような方法によって便益・費用の計算が行われている。

—1995 年 10 月～2005 年 9 月までに、OIRA が最終規制案の審査を行った経済的に重要な規制が対象。①ストック（10 年間）、②フロー（2005 年に審査を行った 13 の重要な規制）、③省庁別等の計算を実施。

：①については、便益 94～449 十億ドル vs. 費用 37～44 十億ドル

：②については、便益 28～178 十億ドル vs. 費用 4.3～6.6 十億ドル

—各省庁が行っている費用・便益の金銭価値化結果は極力尊重した上で、全体でのフォーマットをそろえ、比較可能性を担保すべく、以下のような操作を実施している。なお、各省庁が金銭価値化を行っていない場合には OIRA が金銭価値化を行っている。

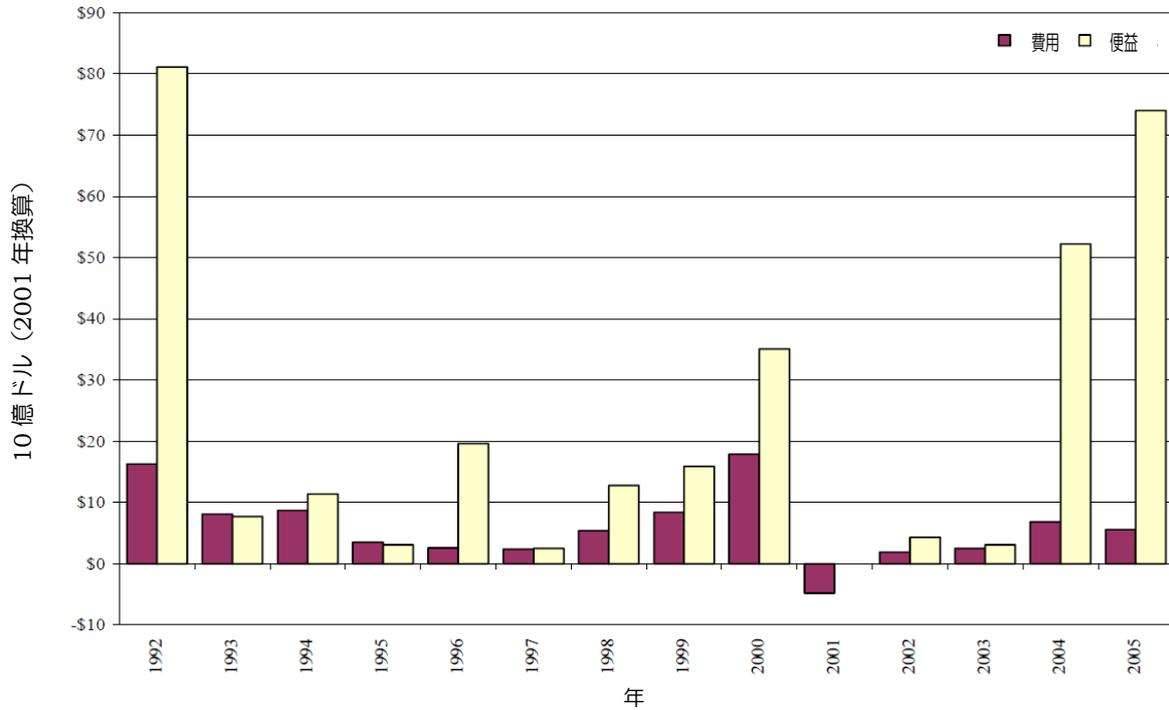
：2001 年 GDP デフレーターで調整。年次金額換算（規制策定年度）。割引率は 7%を採用。

：非致命的の傷害については NHTSA の交通事故の経済的コスト計算方法を採用

：大気汚染物質の削減については EPA が採用する原単位を使用 / 等

次頁の図表は、各年度に成立したそれぞれの規制がもたらしている便益・費用を示しているが、便益規模と費用規模とが拮抗している年度、便益規模が費用規模を大幅に上回っている年度とが存在することがわかる。

図表 連邦政府規制がもたらしている便益・費用の年別推計値



資料) OMB (2007) , 2006 Report to Congress on the Costs and Benefits of Federal Regulations and Unfunded Mandates on State, Local, and Tribal Entities

④モニタリング・事後評価機能

米国における RIA 制度では、成立後に規制によってもたらされる実際の便益・費用のモニタリングや、一定期間経過後の事後評価の実施を要請する規定は存在しない。

(2) 英国

①近年の動向

■制度見直し ～RIA から IA へ

政府の「より良い規制アジェンダ」に基づき、規制改革への期待と圧力が高まる中、数年の運用と経験の蓄積を経てきた RIA に対して様々な問題点が指摘されるようになった。これらの指摘は、概ね以下の 3 点に集約される。

【問題点 1】 政策形成過程での活用がなされていない～意思決定後のペーパーワーク

【問題点 2】 分析内容が不十分である～代替案の比較考量、費用・便益の分析が不十分

【問題点 3】 分析結果がわかりにくい～分析の焦点が曖昧、冗長な評価書

■会計検査院 (NAO)

- RIA は正しい形で運用されていない。制度目的がきちんと理解されていない。分析結果の説明は明確さに欠ける。分析が貧弱である。結果的に、規制の必要性を喚起するため、もしくは政策決定に影響を与えるために、ごくたまに用いられているのみである。…多くの RIA には関係のない詳細説明が含まれ、散漫な作りとなっており、政策決定に必要な情報が明確でない。…分析結果を保証し、分析結果を説明することの一貫性が欠如している。～NAO (2006), Evaluation of Regulatory Impact Assessments 2005-06
- RIA は、政策のもたらすインパクトを事前に分析するためというよりは、むしろ既になされた政策結果を正当化するためにしばしば用いられる。もし RIA を、政策形成に必要な情報を提供し、検討を行うという本来の目的を満たすようにするのであれば、政策形成過程の早期段階で着手されるべきだし、他省庁も含めて主たるステイクホルダーに対する幅広いコンサルテーションを実施すべきである。～NAO (2006), Regulatory Impact Assessments and sustainable development.

■内閣府 (CAO)

- 制度的な課題を克服し、説明責任と透明性を向上させるために、過去累次にわたり RIA の制度改正を行ってきた。…しかし、これらの制度改正を経て RIA は極めて幅の広いイシューをカバーすることになり、結果的に、規制の費用と便益に焦点を当てるという主たる目的が失われてきた。～CAO (2006), The Tools to Deliver Better Regulation : Revising the Regulatory Impact Assessment: A Consultation

■英国商工会議所連合会 (BCC)

- 一方の観点から見れば、様々な進展が見られている点では評価しうる…ただし、もう一方の観点から見れば、本質的には何も変わっていない。新規に導入しようとする規制案は、RIA の中では真剣に議論されず、結果的に廃案になることは稀である。～BCC (2006), UK Regulatory Impact Assessments in 2004-05

■英国工業連盟 (CBI)

- RIA (及びその構成要素である費用・便益の分析) は、早期の警報システムとして、すなわちどこに問題が生じるのかを早い段階で強調し、かつ措置を講じることでどのような費用が生じるのかを指し示すよう、機能すべきである。～CBI (2005), House of Lords – European Union written evidence

上記の状況を受けて、内閣府より良い規制局は 2006 年 7 月に RIA 制度改正案を発表している。具体的には、以下の 3 点が制度改正の主たる目的として掲げられている（丸数字は主な改正内容を示している）。

【目的 1】 政策形成過程の初期段階からの実施

- ①現行の 60 頁を超える実務担当者向け RIA ガイドラインを一新し、RIA の本来の目的——政策形成過程の初期段階から RIA を作成すること、費用・便益の分析を包括的かつわかりやすく提示すること、コンサルテーション等を経て分析内容を徐々に進化させていくこと——を端的に示す新たな RIA ガイドラインを策定。

【目的 2】 分析の質の向上（費用・便益の定量化、実質的な代替案間での比較考量）

- ②経済・社会・環境的側面からの費用・便益の『定量的分析』に主眼を置くこととし、定性記述になりがちなその他の側面の影響分析とを区別した形で提示することを要請。
- ③現行の 3 種類の代替案提示義務——何もしない（do nothing）／規制以外の措置／規制措置——を廃止し、政策形成過程の中で実際に考慮した代替案と規制措置との間で比較考量を行うことを要請。
- ④現行の最終版 RIA への担当大臣の同意サインに加え、各省庁の首席経済分析官・Chief Economist の同意サインを義務付けることにより、分析の質を保証する責任と機能を明確化。 ⇒結果的に【目的 1】にも影響（会計検査院のコメントより）

【目的 3】 分析結果のわかりやすさの確保

- ⑤新たに数頁程度のサマリー表（要旨）作成を義務付け。具体的には、a) 多数存在する利害関係者の誰が見てもわかりうる政府統一的な新たなサマリー表（規制がもたらす費用・便益の計算結果、及びそれらの帰着先を表形式で要約）と、b) 分析を裏付けるエビデンス・データを示す従来からの分析報告書とが、対になって RIA としてまとめられる。
- ⑥RIA 結果に関する一元的なオンラインデータベースを構築。インターネットを介してアクセス可能にする。

図表 制度改正案で示されているサマリー表（要旨）のフォーマット

Department		Impact Assessment of...
Stage	Version # dd/mm/yy	Related Publications <i>General Markets White Paper</i>

Available to view or download at: www.

Contact name for enquiries:

Contact telephone number:

Summary [250 words maximum]

- Briefly summarise the proposal's purpose and intended effect, noting any significant or unique aspects of the intervention.
- Say what the expected monetary benefit will be for the Government's recommended option (in brackets if negative).

[Chief Economist's] Sign-off

I have read the Impact Assessment and I am content the evidence base supports the proposed costs, benefits and impact of the policy options.

Signed by the [Chief Economist]:

Date:

主席経済分析官
による同意サイン

Ministerial Sign-off

I have read the Impact Assessment and I am satisfied that the benefits justify the costs.

Signed by the responsible Minister:

Date:

担当大臣
による同意サイン

Policy Option				
Net Present Value of option				£
Benefits	Citizens	Public Sector	Private & Voluntary	Total
Current (No Action)	£5m	0	0	£5m
One-off Benefits				
Annual Benefits	£10-£15m	0	0	£10-£15m
Non-monetary benefits	Improved financial access and quality of service			
Annual Costs	Citizens	Public Sector	Private & Voluntary	Total
Current (No Action)	0	0	£7m	£7m
New Administrative	0	0	£1m	£1m
New Policy	0	0	£8m	£8m
New Annual Costs	0	0	£9m	£9m
Non-monetary costs				
Annual Regulatory Benefit (In brackets if negative)				£1-£6m
One-off Costs	Citizens	Public Sector	Private & Voluntary	Total
New Administrative	0	£0.5m	0	£0.5m
New Policy	0	0	0	0
New Transitional Costs	0	£0.5m	0	£0.5m
Which business sectors/organisations are impacted?		<i>Banks, Building Societies</i>		
What's the average pa cost for organisations?		<i>£5,000</i>		
What's the average pa cost for a representative small organisation?		<i>N/A</i>		
Will this prevent, restrict or distort competition?		<i>No</i>		
Will there be any disproportionate impacts? On whom?		<i>No</i>		
Does the policy comply with sustainable development principles?		<i>Yes</i>		
Who will enforce this?		<i>FSA</i>		
What's the average pa cost for enforcement?		<i>£1m</i>		
To what extent does enforcement comply with Hampton principles?		<i>Low/Medium/High</i>		
Will implementation go beyond minimum EU requirements?		<i>N/A</i>		
Is a sunset clause included? If so, when?		<i>Yes. 10 years</i>		
What is the average pa value of the proposed offsetting measure?		<i>£250,000</i>		
When will you review the policy to establish:		<i>December 2007</i>		
<ul style="list-style-type: none"> The actual costs and benefits? Whether it has achieved the desired outcomes? 				

費用・便益の分析
結果の要約表

資料) Cabinet Office (2006) , The Tools to Deliver Better Regulation

内閣府では 2006 年 7 月～10 月の間、制度改正案をパブリック・コンサルテーションに付している。内閣府担当者に対して 2007 年 2 月時点で実施したインタビューでは、各省庁を含む関係機関に対する非公式コンサルテーションも含めて、合計約 80 機関から意見が寄せられており、概ね好意的な反応であったとのことであり、その背景には、政府全体の「より良い規制アジェンダ」が十分浸透してきており、皆が同じ方向——過度な負担を与えずに、必要な規制を導入する——を向いているという点が上げられる、とのコメントが得られている。

このような見直しの結果として新しい制度が確定し（2007 年 5 月より実施予定）、その適用されうる範囲の拡張可能性から、名称も「規制影響分析（RIA：Regulatory Impact Assessment）」から「影響分析（IA：Impact Assessment）」へと変更された。

【定 義】

新制度では、影響分析を以下のように 2 つの観点（意思決定過程、分析のツール）から定義付けている。

「影響分析」は、

- 政府による介入策（interventions）が公的・民間・第三セクターにもたらす結果（consequence）について、政策決定者が十分に理解し検討するための継続的な「過程」であり、かつ
- 政府が、このような介入策がもたらす肯定的及び否定的な効果の根拠（evidence）を、比較検討するとともに表明する（weigh and present）ための「ツール」である。このような検討には、政策の実施後にその影響をレビューすることも含まれる。

【影響分析の対象】

新制度の下で、影響分析の対象は以下のように拡大されており、公的・民間・第三セクターの費用に影響を及ぼしうる政策提案に対して、実施が求められるようになっている。

- 産業界・第三セクターの費用に影響（増加、削減）を及ぼす政策提案（proposal）が、影響分析の対象となる。公的セクターの費用を増加させる提案の場合も、それが 500 万ポンド以上の影響がある場合には対象とする。下位法令（secondary legislation）や実施要領（code of practice）も、費用に影響を及ぼす場合には対象となる。

【影響分析の様式】

新しい影響分析は、全体で 4 項目から構成される（「要約：介入とオプション」「要約：分析と根拠」「根拠」「個別インパクトテスト（チェックリスト）」）。そのうち、はじめの 2 項目が「要約」となる（新しい影響分析にて、その冒頭に分かりやすい「要約」表を共通様式にて作成することに関しては、コンサルテーションに参加したほぼ全ての主体が支持を表明している）。

まず、「要約：介入とオプション」欄には、「現状の問題点と政府関与が必要な理由」「政策の目的」「検討されたオプション」「政策見直し（事後評価）のスケジュール」などを記述するとともに、「大臣署名」を行う。

次に、「要約：分析と根拠」欄には、「費用」と「便益」に関して、分析結果（金額）とその内容について記述する。またそれとは別に、「政策実施費用（行政機関）」「政策遵守費用」「行政費用」の額を記入する。

そして、「根拠」欄には、「要約」欄の根拠となる情報を、最大で 30 頁程度で記述する。

最後に、「個別インパクトテスト（チェックリスト）」欄は、「競争評価」「中小規模企業インパクトテスト」を含めた、各種インパクトテストの「結果」がどこに記載されているのか（「根拠」欄か、「別添資料」か）を表形式でチェックするものである。

なお、具体的な影響分析のテンプレートは、次々頁以降を参照。

【「新ガイドライン」の策定】

新しい影響分析の確立にあわせて、ガイドラインも更新された。新ガイドラインは全体で 10 頁の簡潔なものであり、以下のように、質問に答える形式にて作成されている。

図表 新ガイドラインの構成

- ◆ 「インパクト・アセスメント」とは何か。
- ◆ どのような介入に対して「インパクト・アセスメント」の実施が求められるか。
- ◆ 「インパクト・アセスメント」は、いつ（またどの位の頻度で）作成し、いつ公表することが求められるのか。
 - － IA は政策課題の特定段階から事後レビューまでの継続的な過程であり当初から活用すること
- ◆ 政府介入が求められるケースか。
- ◆ 「インパクト・アセスメント」の公表前にどのような承認が必要か。
 - － 「コンサルテーションに付す段階」「最終段階」の各々に担当大臣の署名が必要
- ◆ 「インパクト・アセスメント」文書はどのような構成か。
- ◆ 「要約：介入とオプション」欄には何が記載されている必要があるか。

－「オプション」は、IAの各作成段階で実際に検討しているものを記載

◆「要約：分析と根拠（Evidence）」欄には何が記載されている必要があるか。

－ 経済・社会・環境面での費用・便益の金銭価値化に主眼

◆「根拠（Evidence Base）」欄には何が含まれている必要があるか。

◆「個別インパクトテスト」では何をカバーする必要があるか。

◆ さらに質問がある場合にはどうすればよいか。

【主席経済分析官（Chief Economist）の署名】

新制度のコンサルテーション段階では、「主席経済分析官の署名」（費用便益分析の質を保証するもの）欄が、「大臣署名」（便益が費用を正当化しうることを保証するもの）欄と並列して設けられていたが、最終案では、「大臣署名」欄のみになっており、大臣が「分析の質」と「便益が費用を正当化しうること」の双方に関して、署名を行うことになっている（なお、「大臣署名」は、政策案の「コンサルテーション段階」及び「最終段階」の計2回、求められるようになった）。

新しい影響分析案に対するコンサルテーションにおいては、主席経済分析官の署名による費用便益分析の「質の確保」について、多数の支持があった一方で、（主席経済分析官をおいていない主要規制主体が存在することから）その実効性に関しては疑問が呈されていたため、それを踏まえた最終案となったものと考えられる。

図表 新たに導入されるサマリー表（要旨）のフォーマット

SUMMARY: INTERVENTION & OPTIONS		
Department		Impact Assessment of
Stage	Version	Related Publications
<p>Available to view or download at: www.</p> <p>Contact name for enquiries:</p> <p>Telephone number:</p>		
<p>What is the problem under consideration? Why is government intervention necessary?</p>		
<p>What are the policy objectives and the intended effects?</p>		
<p>What policy options have been considered? Please justify any preferred option.</p>		
<p>When will the policy be reviewed to establish the actual costs and benefits and the achievement of the desired effects? mm/yyyy</p>		
<p>Ministerial Sign-off For consultation stage Impact Assessments:</p> <p><i>I have read the Impact Assessment and I am satisfied that, given the available evidence, it represents a reasonable view of the likely costs, benefits and impact of the leading options</i></p> <p>Signed by the responsible Minister:</p> <p>Date:</p>	<p>Ministerial Sign-off For final proposal/implementation stage Assessments:</p> <p><i>I have read the Impact Assessment and I am satisfied that (a) it represents a fair and reasonable view of the expected costs, benefits and impact of the policy, and (b) that the benefits justify the costs.</i></p> <p>Signed by the responsible Minister:</p> <p>Date:</p>	

担当大臣
による同意サイン

SUMMARY: ANALYSIS & EVIDENCE

Policy Option	Description
<p>ANNUAL COSTS</p> <p>One off (Transition) £ <input type="text"/> Yrs <input type="text"/></p> <p>Average Annual Cost (excluding one-off)</p> <p>£ <input type="text"/></p> <p align="right">Total Cost (PV) £ <input type="text"/></p>	<p>Description and scale of key monetised costs by 'main affected groups'</p>

Other key non-monetised costs by 'main affected groups'

<p>ANNUAL BENEFITS</p> <p>One off £ <input type="text"/> Yrs <input type="text"/></p> <p>Average Annual Benefit (excluding one-off)</p> <p>£ <input type="text"/></p> <p align="right">Total Benefit (PV) £ <input type="text"/></p>	<p>Description and scale of key monetised benefits by 'main affected groups'</p>
---	--

費用・便益の分析
結果の要約表

Other key non-monetised benefits by 'main affected groups'

Key Assumption/Sensitivities/Risks

Price Base Year	Time Period Years	Net Benefit Range (NPV) £	NET BENEFIT (NPV Best estimate) £
-----------------	-------------------	---------------------------	-----------------------------------

What is the geographic coverage of the policy/option?				
On what date will the policy be implemented?				
Which organisation(s) will enforce the policy?				
What is the total annual cost of enforcement for these organisations?		£ <input type="text"/>		
Does enforcement comply with Hampton principles?		Yes/No		
Will implementation go beyond minimum EU requirements?		Yes/No		
What is the value of the proposed offsetting measure per year?		£ <input type="text"/>		
What is the value of changes in greenhouse gas emissions?		Negligible/£ <input type="text"/>		
Will the proposal have a significant impact on competition?		Yes/No		
Annual cost (£-£) per organisation (excluding one-off)	Micro	Small	Med	Large
Are any of these organisations exempt?	Yes/No	Yes/No	N/A	N/A

Impact on Admin Burdens Baseline (2005 Prices)		£ (Increase - Decrease)
Increase of £ <input type="text"/>	Decrease of £ <input type="text"/>	Net Impact

Key: Annual Cost: Constant Prices (Net) Present Value

Evidence Base for Summary Sheets

[Use this space (with a recommended maximum of 30 pages) to set out the evidence, analysis and detailed narrative from which you have generated your policy options or proposal. Ensure that the information is organised in such a way as to explain clearly the summary information on p.1 and p.2 of this form.]

Specific Impact Tests - Checklist

Use the table below to demonstrate how broadly you have considered the potential impacts of your policy options.

Ensure that the results of any tests that impact on the cost-benefit analysis are contained within the main evidence base; other results may be annexed.

Type of testing undertaken	Results in Evidence Base? (Y/N)	Results annexed? (Y/N)
Competition Assessment		
Small Firms Impact Test		
Legal Aid		
Sustainable Development		
Carbon Assessment		
Other Environment		
Health Impact Assessment		
Race Equality		
Disability Equality		
Gender Equality		
Human Rights		
Rural Proofing		

②事前審査機能

■RIAの対象となる規制

英国では、“公共・民間セクター、慈善団体、ボランティア組織、中小企業に影響を及ぼしうるすべての法律・下位法令案 (legislation both primary and secondary)” について RIA の実施が義務付けられている。なお英国では、立法手続上の要請に基づき、議会開催の 1 年前には、提出予定である法案を事前に登録することが義務付けられており、その登録段階において、何らかの規制的措置を含む法案については RIA の実施・提出が求められることとなる。この仕組みを用いつつ、政府全体規模で作成される事前の法案リスト (立法計画) から RIA の義務付け対象となる規制がスクリーニングされている。

図表 一般的な法案作成スケジュールと RIA の実施要請

【立法計画 (Legislative Programme) への事前登録】

- 議会開催から 16～13 か月前 <7～10 月>
 - ・内閣立法計画 (LP) 委員会委員長が、各大臣に対して、次(々)回議会会期での討議を予定している 法案の登録 (bid) を要請
 - ・LP 委員会事務局長が、法案の登録状況に関して議会事務局長と討議
- 議会開催から 12～9 か月前 <11～2 月>
 - ・LP 委員会事務局長が、各法案の政治的優先性や 準備状況 等を勘案しつつ、次回議会会期での立法計画案を作成
 - ・LP 委員会が、立法計画案を討議、結果を基に内閣に対して助言
 - ・立法計画は、通常、①最重要視される法案の一覧表、②これらの法案について 公表を予定している素案、及び、③議会会期に余裕があれば付議される予定の (すべての) 法案の一覧表によって構成
 - ・内閣は、LP 委員会による助言内容を検討、次回議会会期において討議される立法計画の内容について、暫定的な合意に達する
- 議会開催から 8～4 か月前 <3～7 月>
 - ・LP 委員会が、立法計画に記載されている 各法案の進捗状況 を確認するとともに、緊急を要する法案についての登録を検討。立法計画の修正が必要かどうかを検討 (1 回以上は検討)
- 議会開催から 1 か月前 <10 月>
 - ・内閣は、次回議会開催時における女王による立法計画についての宣言内容を合意

【RIA の実施要請】

- 関係大臣・政策委員会の合意
 - ・通常、この時点で法案に関連する関係大臣の合意を取り付け、各担当政策委員会に対して法案概要を送付。
 - ・その際、各政府機関にどのような影響が生じるかの書簡を送付し、**RIA** を添付すべき。

- 議会付議前の法案公表
 - ・LP 委員会は、議会付議前に法案の公表を奨励 (desirable)
 - ・LP 委員会は、各省庁が議会付議前に法案の公表を行う場合には、事前に承認を与える。
 - ・公表の際には、法律案、同解説文書、**RIA** 等を作成し、これらを一式でコンサルテーションにかけること。

資料) 内閣府 (2004) Guide to Legislative Procedures より作成。

■ 審査機関の位置付け

2004年には、内閣設置委員会として『規制アカウンタビリティパネル Panel for Regulatory Accountability : PRA』が設置されている。これは、首相をヘッドとする閣僚級会議であり、主要な規制案（20万ポンド超の費用が発生するもの、規制によってもたらされる影響が利害関係者間で著しく不均衡であるもの、政治的に関心の高いもの／等）について各省庁や規制執行機関からの事前説明を要請し、それぞれの規制の内容について検討・審査を行うことを通じて、規制導入によりもたらされる負荷（burden）が必要最低限であることを担保することを設置目的としている。こうした一元的機関としてのPRA設置の背景には、政府部内の規制案の審査権限を、政治の高次レベルで集約するという意図があったとされている。なお、この政治レベルのPRAに呼応して、政府部内レベルでも『規制アカウンタビリティパネル小委員会』が設置されている。これは、後述する内閣府より良い規制局長を座長とし、すべての省庁のより良い規制チーム長が参画する政府横断的の会合であり、ここでは主要な施策・規制案についての検討・審査が行われている。

2005年5月には、1998年のRIA制度導入と併せて内閣府内に設置されていた規制インパクト室（RIU : Regulatory Impact Unit）が、より良い規制局（BRE : Better Regulation Executive）に改組されて、RIA制度を所管する部局としての位置付けにとどまらず、政府の「より良い規制アジェンダ¹¹」を推進するタスクが、首相によって明確に与えられることとなった。現在のBREの戦略目標は以下の3つである。

一産業界、公的セクター、市民にとって意義のある、かつ目に見える形での規制の改善を提供すること。

一より良い規制の原則を実体化し、革新的かつ徹底的な規制の変化を提供する先導者として見られること。

一省庁・規制執行機関により良い規制アジェンダを担保する能力を確立すること。

上記の戦略目標を実現するために、BREが行う業務は以下の5つである。

一省庁・規制執行機関からの新たな政策提案の審査（scrutiny）。

一省庁がより容易に規制緩和を進められるよう、立法過程を迅速化すること。

一産業界、ボランティアセクター、公的セクターの実務担当者に働きかけ、既存の規制による負荷を減らすために、省庁・規制執行機関と協調すること。

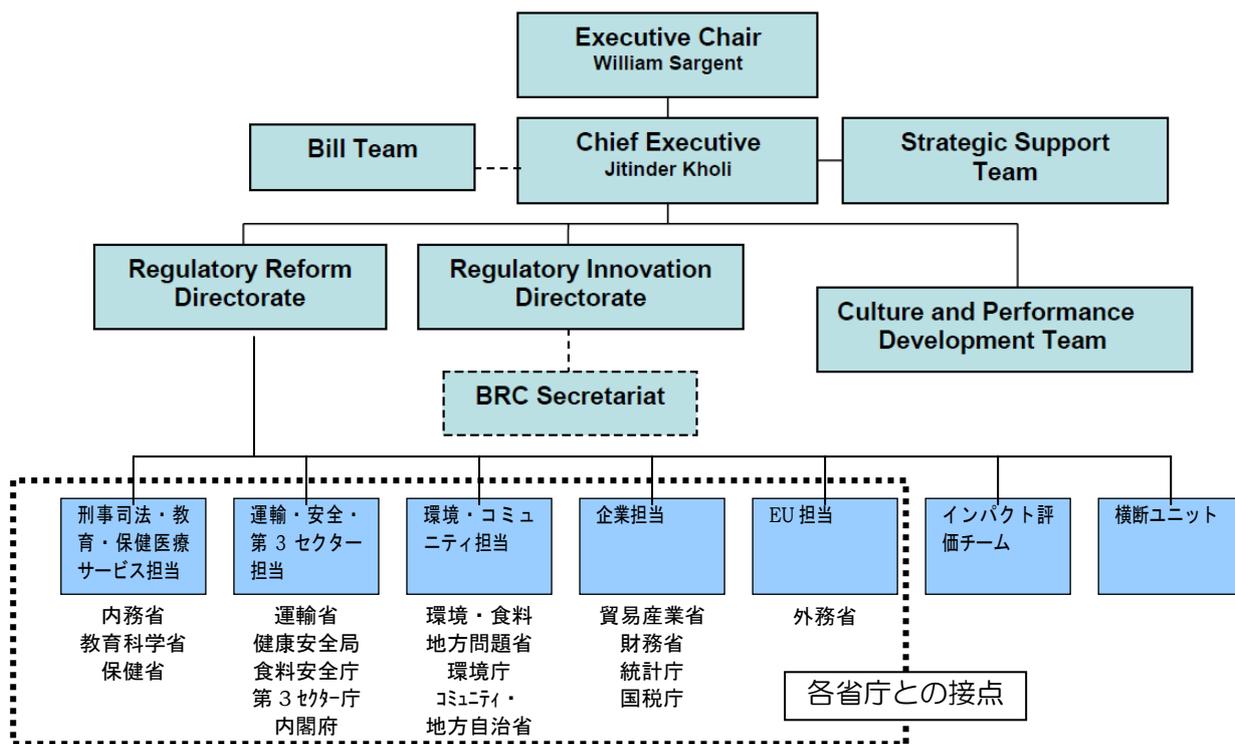
一規制のadministrative costに関する削減目標を設定すること。

一産業界、公的セクター双方に対する検査検定や規制執行手続を合理化すること。

¹¹ 特定の文書等ではなく、規制によって必要な保護が費用対効果の高い形で提供されるようにするための、様々な政府イニシアチブの総称。より良い規制とは、より良い規制委員会（Better Regulation Committee）による5原則（釣り合いがとれている、説明責任を果たす、一貫している、透明である、目的志向である）に合致するものを指す。

BRE の機構図は下記の図表の通りである。このうち、各省庁との接点を有し、実際の審査業務を行っているのは規制改革課（Regulatory Reform Directorate）に属する 7 つのチームであり、それぞれのチームには 4~8 人程度のスタッフが在籍している。ここでは、各省庁の RIA について、従来から RIA ガイドラインの遵守状況に主眼を置いた審査が行われてきている（ただし、審査・差し戻しの明確な権限があったわけではない）が、近年は、従来に比べてより戦略的かつ選択的に審査に取り組む方向に移行しつつあり、公式の審査プロセスよりも、各省庁と BRE との「直接的な対話」を強調した、非公式での折衝が主体となってきているとのことである。なお、BRE の職員は公務員・民間出身者が入り交じっており、内閣府の生え抜き職員はむしろ少なく、かつ、必ずしも経済学的なバックグラウンドを有している者が多いわけではない。

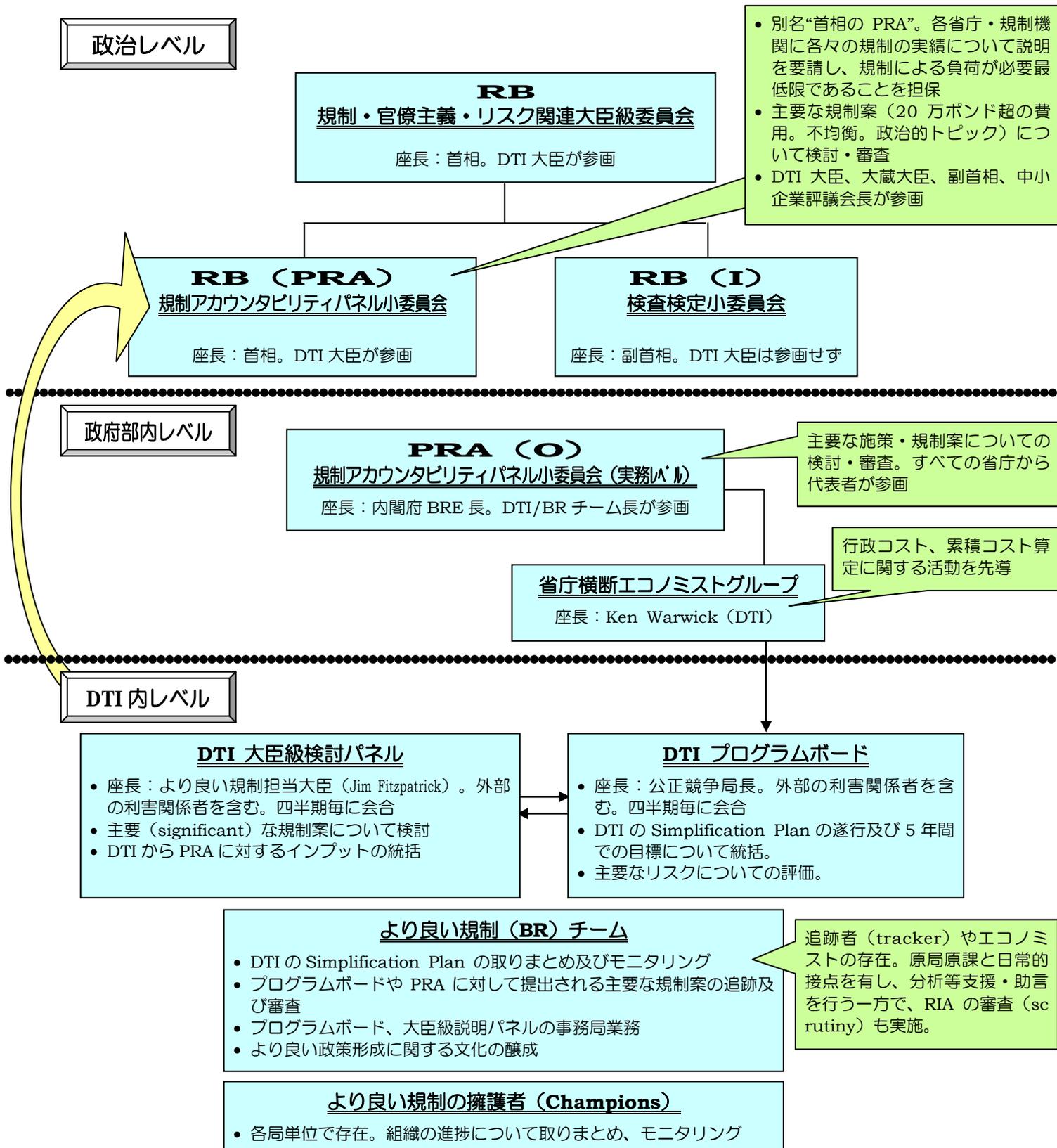
図表 BRE の機構図



併せて、各省庁にはより良い規制チーム（departmental BRE）の設置が要請されており、実際に RIA を実施する原局・原課との間で、日常的な接点・指導が行われている。

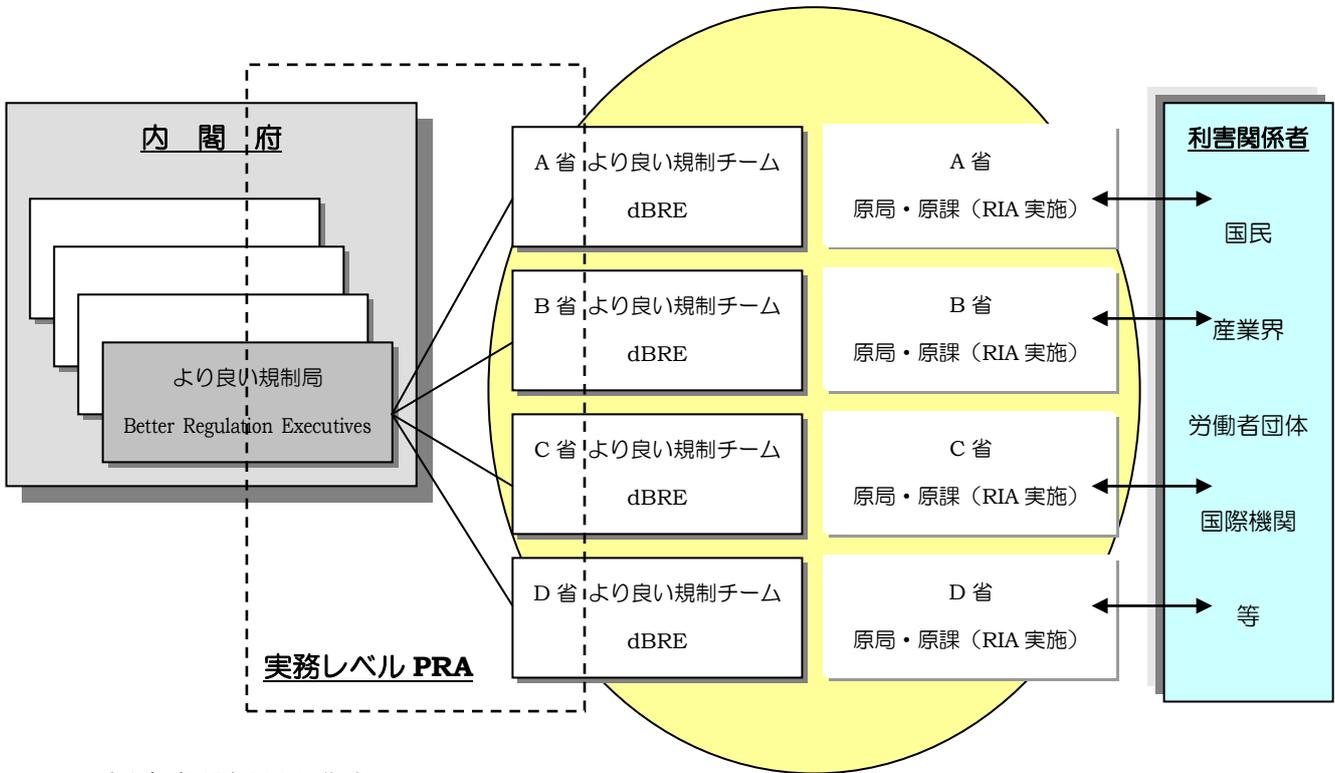
このように、①政治レベルでは『PRA』が、②政府部内レベルでは『内閣府より良い規制局』——及び、同局長が座長を務め、全省庁のより良い規制チーム長で構成される『実務レベル PRA』——が、③各省庁レベルでは『より良い規制チーム』が、各々のレベルで RIA の事前審査に携わっている。

図表 英国における RIA 制度の実施・運営体制



資料) 貿易産業省説明資料 (インタビュー時)

図表 英国政府部内における RIA 制度の実施・運営体制



資料) 各種資料より作成

図表 各省庁の「より良い規制チーム」の体制

	チーム規模	専門性	RIA レビュー数/年
貿易産業省 DTI	12 人	一般+エコノミスト	120
内務省	5 人	一般+エコノミスト	60
運輸省	6 人	一般	50
文化スポーツ省	1.2 人	一般+エコノミスト	25

資料) National Audit Office (2006) , *Evaluation of Regulatory Impact Assessments 2005-06*

■事前審査の内容

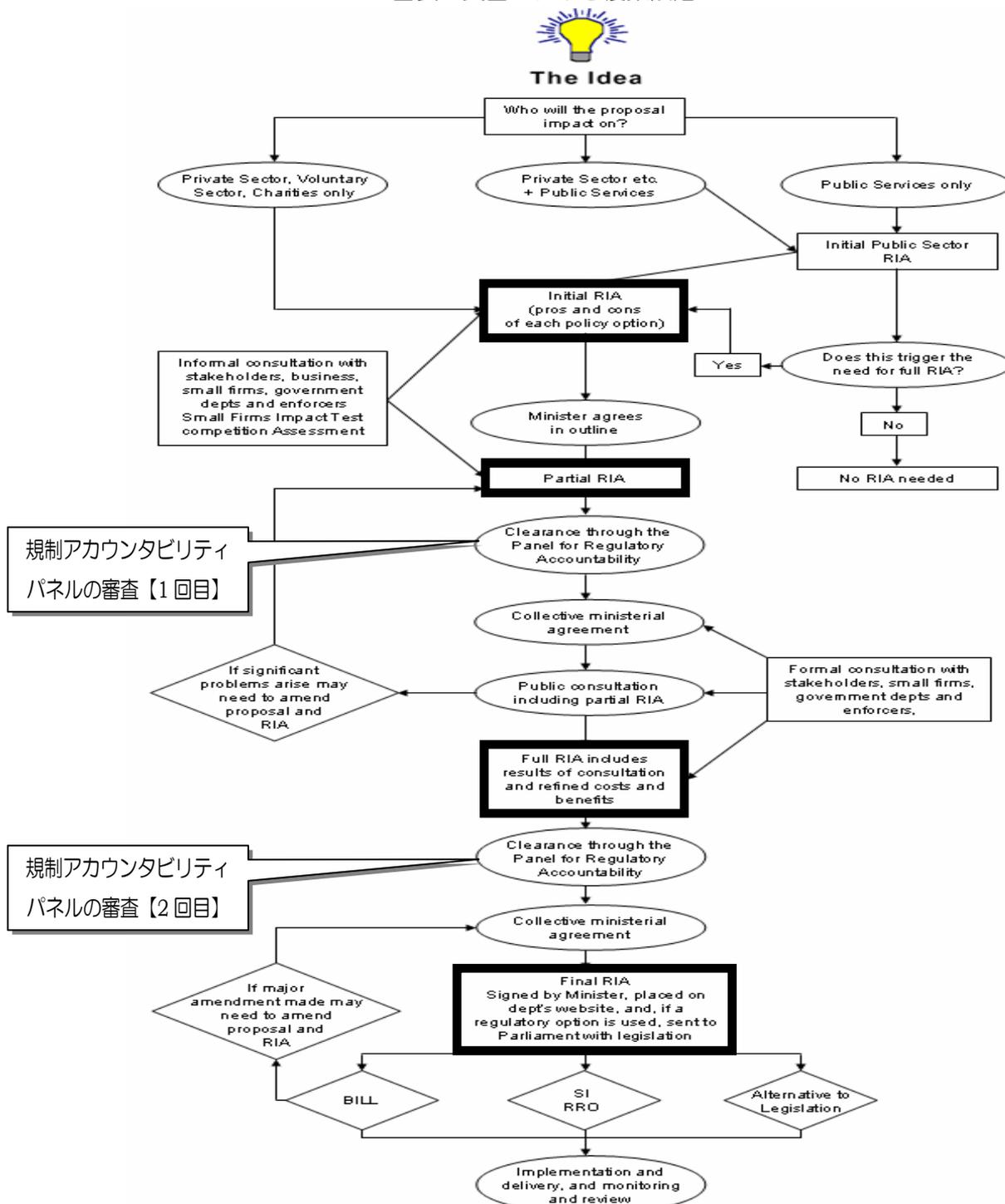
英国の RIA は、政策形成（規制策定・改廃）過程と、事前評価（RIA 作成）過程とが密接にリンクしている点に 1 つの特徴がある。事前評価書である RIA は、政策形成過程の中で、Initial RIA→Partial RIA→Full RIA→Final RIA の各段階を経て、徐々に記述内容や分析の精度を高めていくことが要請されており、この特徴について、後述する英国会計検査院（NAO）によるメタ評価レポートでは、“RIA は意思決定の早い段階で着手され、政策形成過程の全体を通じて進化（evolve）していくべきもの”と、また内閣府の RIA ガイドラインでは“RIA は生きた文書（living document）である”と、それぞれ説明している。

RIA の段階	各段階で取り組むべき事項
（Initial RIA） アイディア、政策立案	規制の得失、リスク、費用や便益の幅広い見積もり。
（Partial RIA） コンサルテーション	アイディアを洗練。定量的分析。
（Full RIA） 政策の合意形成	最終的な提案、コンサルテーションを経て、費用や便益を確定。
（Final RIA） 事前評価書として確定	大臣のサインを経て内容を確定。

資料）内閣府資料より作成

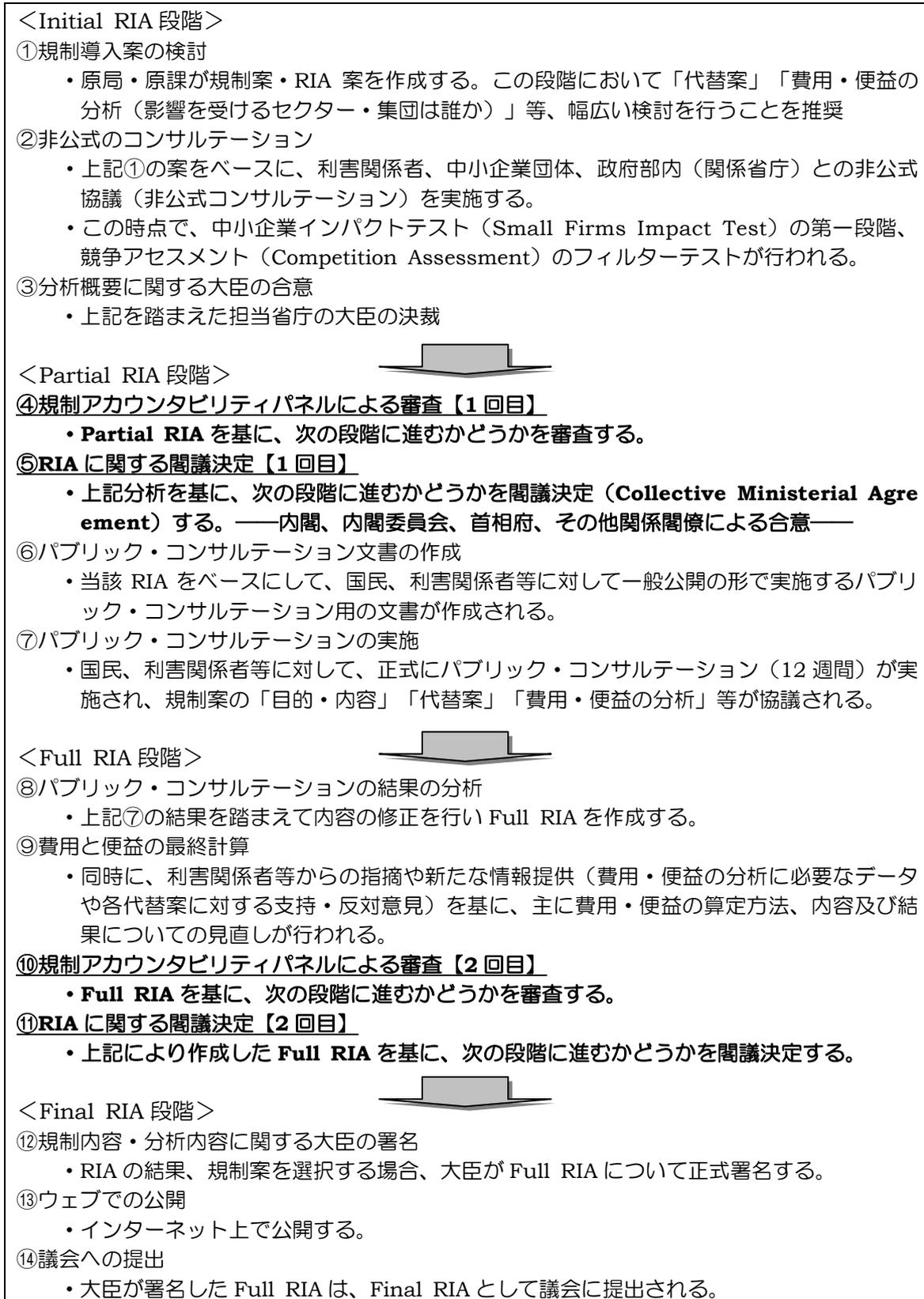
こうした複数段階の RIA のうち、年間 20 万ポンド超の費用が発生する規制案については、Partial RIA、Full RIA の二段階で前述の規制アカウンタビリティパネル（PRA）による事前審査を受けることになり、それぞれにおいて PRA の審査を通過しなければ、次の段階へと進むことができない仕組みとなっている。

図表 英国における複数段階の RIA



資料) 内閣府 Step-by Step Guidance ホームページより

図表 英国における複数段階の RIA と各段階での分析・作業内容



③メタ評価機能

■内閣府によるメタ評価 ～RIA ガイドラインの遵守状況についての報告

内閣府 BRE では、RIA 実施過程に関する RIA ガイドラインの遵守状況を 2002 年から毎年報告している。この遵守率については、内閣府の政策目標（PSA target）の 1 つにも設定されていた（RIA の遵守状況を 95%以上に保つ）。

具体的には、各年度のある月（年 2 回）において、BRE での審査活動をスナップショット的に捕捉し、各段階での RIA 作成・パブリックコンサルテーションの実施状況の遵守を確認している。ただし、会計検査院によるメタ評価で類似のチェックを行っていること、規制アカウントビリティパネルにおいてより厳密な審査を行われるようになったことに鑑み、内閣府の政策目標（PSA target）からは落とされることとなった。

■会計検査院によるメタ評価 ～個別 RIA の分析内容+各省庁の体制を評価

英国会計検査院（NAO：National Audit Office）は、RIA 制度が正式に導入されて 3 年目の 2001 年に、VFM 監査（英国における有効性検査——Performance Audit）の一環として RIA に関する取り組みのメタ評価、及び制度改善に向けた提言を行っている。その後、2002 年 12 月の内閣府長官による要請に基づき、会計検査院は 2003 年以降毎年 RIA（事例・制度）についてのメタ評価を実施、レポートを公表している。

図表 会計検査院によるメタ評価実施の経緯

2001 年 11 月

○NAO は、VFM 監査報告書「より良い規制—RIA をうまく活用しながら—」（Better regulations：Making Good Use of Regulatory Impact Assessments）を公表。23 本の RIA をサンプルとして分析し、①規制策定過程の早期からの RIA 実施、②有効なコンサルテーションの実施、③費用・便益の適切な分析を勧告。

○ORIA 制度を所管する内閣府（CAO）は、NAO の勧告を受け入れて、RIA ガイドラインの改定作業を開始

2002 年 4 月

○決算委員会（PAC：Committee of Public Accounts）は、公聴会を開催し、NAO の同報告書を討議。同委員会は、NAO が RIA に関する取り組みをメタ評価すべきと勧告。

2002 年 12 月

○内閣府長官（the Cabinet Secretary）は、NAO に対して、RIA のサンプルを毎年分析・報告するように要請。

2004 年 3 月

○NAO は、上記要請を受けて 10 本の RIA をメタ評価。第 1 回レポートを公表。

○2007 年 3 月現在、第 3 回レポートまで公表されている。

資料) NAO (2004), *Evaluation of Regulatory Impact Assessments Compendium Report 2003-2004*より作成

分析を担当している Regulation (VFM) Team は 10 人規模であり、個別の規制執行機関や個別の規制事案についての有効性検査を行うかたわらで、年次でのメタ評価を実施しているとのことである。

取り組み当初の 2 年間は、『個別の RIA の質』にフォーカスを当てたレポートを作成しており、具体的には 10 事例前後の RIA を「より良い規制委員会 Better Regulation Committee (BRC)」や内閣府旧規制インパクト室（現・より良い規制局）等の意見を参考にしてサンプリングし、それぞれの事例の良い面・悪い面を整理した上で、共通的な教訓を抽出するというスタイルを採用してきた。

2005 年 3 月に発表された 3 回目（2001 年の施行も含めれば 4 回目）のレポートから、個別事例の分析に加えて、それぞれの省庁における『RIA の実施・品質管理体制』にフォーカスを当てたレポートに変化してきつつある。会計検査院担当者に対して 2007 年 2 月時点で実施したインタビューによると、その背景には、個別の RIA の質がある程度担保されてきたことを踏まえ、特定の省庁をサンプリングし、分析レベルの高低を生み出している要因を明らかにすることに主眼を置くようになってきたとのことであり、毎年分析作業では従来通り個別の RIA の質も見るとの、それと同時に分析担当者や省内品質管理部門（departmental BRE）に対するインタビューも実施した上で、なぜ分析の質・内容に差が生じているのかについてもある程度踏み込んでいるとのことである。あえて諸掌・性質の違う省庁をピックアップしたのは、省庁での体制面での強弱を前提とした上で、それでもレベルの高い RIA ができうるということを説得していきたいからであり、各省庁の dBRE は、むしろ自分達の地位向上につながると、NAO の取り組みを好意的にとらえているとのことである。

2006 年 6 月メタ評価における観点は以下の 6 項目であり、過去に微修正を経ている（競争評価に関する項目が追加された等）ものの、基本構造は大きく変更されていない。

図表 NAO におけるメタ評価の観点

1 RIA プロセスはうまく管理されていたか？

- 規制の目的は明確（clear）であったか？
- 厳密なプロセスを経る上で現実的な時間を確保したか？
- 各省庁は問題を明確に定義したか？
- RIA は様々な（a range of）オプションを検討したか？
- 規制以外の代替案（alternatives to regulation）が検討されたか？

2 コンサルテーションは有効であったか？

- 有効なコンサルテーションが、RIA 作成過程の早期に開始されたか？
- 適切なコンサルテーションを活用したか？

- 各省庁は、規制のインパクトを明確（clearly）に説明したか？
- 各省庁は、関心を有するすべての利害関係者のグループと協議（consult）したか？
- 各省庁は、中小企業（small businesses）へのインパクトを検討したか？
- コンサルテーションの結果は適切に活用されたか？

3 費用と便益を完全にかつ現実的に算定したか（assess thoroughly and realistically）？

- 影響を及ぼす導入費用（implementation costs）と政策費用（policy costs）はすべて考慮されたか？
- 費用の帰着先をすべて特定したか？
- 中小企業の費用と便益を特定したか？
- 発生しそうな（likely）現実的かつ関連する費用と便益をすべて特定したか？
- 費用と便益は定量化されたか、そうでなければ定性的な分析がなされたか？
- すべてのオプション案の費用と便益を考慮したか？
- 費用と便益を定量化・スコア化する手法は確実なもの（robust）か？

4 RIA は、規制遵守水準を現実的に評価したか（realistically assess compliance）？

- 規制が遵守されない可能性は分析に組み込まれていた（factored）か？
- 実際の規制遵守水準を評価したか？
- 規制遵守を向上させる方法は、検討されたか？

5 規制は、効果的に導入され、モニタリングされ、評価されるか？

- RIA は各省庁が規制をどのように導入しようとしているかの詳細を含んでいたか？
- 各省庁は関連する規制執行機関と導入方法についての議論を行ったか？
- RIA は規制の目的達成状況をモニタリングし、評価する手続を含んでいたか？

6 RIA は規制が競争に与える影響を加味していたか？

- 各省庁は公正競争室（OFT）と協議を行ったか？
- RIA は競争アセスメントを含んでいたか？
- 競争アセスメントでは OFT の競争フィルターテストの結果を報告していたか？
- より詳細な競争評価が行われたか？
- 競争に与える影響についてのコンサルテーションはきちんと行われ、かつ結果が示されているか？

資料）NAO（2006）, *Evaluation of Regulatory Impact Assessments 2005-06*

④モニタリング・事後評価機能

RIA ガイドラインでは、記載事項の 1 つとして「導入後の見直し post - implementation review」の項目を設けている。これは、新たな規制措置を講じるときには、一定期間経過後に、当初想定した目的が達成されたかどうか、その後も引き続き規制措置を継続する必要があるかどうかを判断するタイミングと、その際実施する予定の分析内容・判断基準について、前もって予定を立てておくという趣旨に基づいている。RIA ガイドラインでは、規制導入後 3 年経過したタイミングが、導入後の見直しを行う 1 つの目安としつつも、政策・規制内容に応じて柔軟に設定することを許容している。導入後の見直しにおいて考慮・判断すべき事項として、以下の項目が例示されている。

- ・ 政策目標は達成されたのか
- ・ 費用・便益を含む影響は当初の予想の範囲内だったか
- ・ 予期・意図していなかった結果が生じているか
- ・ 政府の介入は今後も継続して必要か
- ・ 規制遵守状況に鑑み、規制執行の仕組みが有効に機能したと考えられるか—より軽微な、もしくはリスクに基づく規制導入のあり方が考えられないか
- ・ 見直しを行う根拠—立法措置に基づくものか、見直しに関する政治的コミットメントに基づくものか
- ・ 政策目標が達成されなかった場合、政策の変更・改廃を行うかどうかの判断基準
- ・ 規制の簡素化・緩和の観点からの見直し
- ・ 政策対象となる利害関係者の観点、予期・意図していない結果になっていないか

また、導入しようとしている規制の根拠が立法措置である場合には、サンセット条項を組み入れることで、規制を存続させる必要がないにもかかわらず、古い規制が残ることの弊害を回避することが可能であると指摘している。ただしその一方で、サンセット条項になじむ政策・規制と、なじまない政策・規制が存在することに留意すべきであると指摘している。

- － 「門番的メカニズム (gate-keeping mechanism) 」の確立・維持
- － RIA の品質の向上
- － 規制遵守費用のより良い計算
- － 規制が個人に与える影響や産業界への負担総額を含む等、RIA の視点の拡大

上記を受けて、連邦政府レベルでは RIA 制度改革についての内容を検討し、主に以下のような観点からの改革に着手することとなった。制度自体は 2006 年 11 月に発表された RIA ガイドライン (ドラフト)¹³により定義され、効力を発しているが、その具体的な運用方法や詳細事項については、後述する OBPR (Office of Best Practice Regulation) を中心として、種々のガイドラインが策定される予定である。

- － RIA の一部としての費用便益分析・リスク分析の取り組み強化。特に一定条件を満たす規制については、これらの分析を義務づけ
- － 産業・旅行・資源省¹⁴が開発・導入した、連邦政府規制について「ビジネスコスト計算 Business Cost Calculator (BCC) 」のシステムを政府規模で全面的に展開。①ビジネスコスト簡易計算 (BCC quickscan) はすべての規制に導入し、②産業界・個人等に何らかの影響を与え、中程度の遵守費用がかかる規制についてはビジネスコスト (詳細) 計算を要請。
- － 内閣提出文書の中に、規制の費用と純便益に関する情報を記載することを要請
- － コンサルテーションについての全政府規模での指針を策定
- － 内閣官房 (首相・閣僚) に「門番的機能 gate-keeping arrangement」をもたせ、OBPR の審査により不適切と見なされた規制については、内閣官房での了承を得ない限り、規制として成立し得ないことを明文化
- － 従来の「規制レビュー室 Office of Regulatory Review (ORR) 」の統括・研修等機能を拡充させ、ワンストップ機能を持つ「規制ベストプラクティス室 Office of Best Practice Regulation (OBPR) 」を新たに編成。規制案のより厳格な分析を担当

¹³ Office of Best Practice Regulation (2006) , *Best Practice Regulation Handbook*.

¹⁴ Department of Industry, Tourism and Resources

②事前審査機能

■RIAの対象となる規制

1998年 RIA ガイドライン¹⁵によれば、豪州における「規制（Regulation）」の定義は、法律、下位法令、さらには、国際条約や業界行動指針、政府＝業界間協定、許認可スキーム等の「準規制（Quasi-regulation）」も含まれる幅広い概念である。このうち、RIAの対象となる規制については、“産業界（非営利団体、公営企業も含む）に対して直接的影響を及ぼすもの、重大な（significant）間接的影響を及ぼすもの、及び競争制限を及ぼすもの”と規定されている。他方、以下については RIA の義務付け対象からは除外されている。

- 産業界に対して、直接的影響、重大な間接的影響、競争制限をもたらさそうにないもの
- 既存規制の軽微もしくは自動的な修正で、現状を実質的に変更しないもの
- 特定の政府調達を検討を含むもの
- 国家安全保障に利害を有するもの
- 国際条約を単純に国内履行するためのもの
- 1998年立法文書法案のコンサルテーション対象から除外されているもの（例・予算の決定に関するもの／等）
- 非自治行政区に適用される州もしくは自治体の規制

なお、1998年 RIA ガイドラインでは、①公衆衛生上、及び安全確保上で政府による対応に緊急を要する場合（emergency situation）については、規制措置が執られた後で RIA を実施することを要請している。また、②ある特定の選挙公約（election commitment）を反映した規制であって、当該公約を達成するために他の選択肢が想定され得ない場合においては RIA の実施は不要であるとしている。

これらの除外規定の存在により、同国において毎年新たに導入される規制は年間約 2,000 件とされているが、このうち RIA の作成対象となるのは毎年 100～200 件規模となっている。

なお、2006年 RIA ガイドラインにおいても、RIA の対象となる規制の範囲については 1998年 RIA ガイドラインでの規定と基本的には変化がないが、後述するように、同ガイドラインによって新たに導入されることとなった「ビジネスコスト計算 BCC」と従来の RIS との関係や、RIS や BCC の実施要否を判断するための自己評価である Preliminary Regulatory Impact Analysis が明文化されたことにより、RIA をどのように定義するのか¹⁶によって RIA の対象となる規制の件数は大きく異なることとなる。

¹⁵ Office of Regulatory Review (1998) , *A Guide to Regulation 2nd edition*

¹⁶ 仮に Preliminary Regulatory Impact Analysis を RIA としてカウントするのであればほとんどの規制がこれに該当する。他方、BCC の作成対象や RIS の作成対象の場合分けも複数存在する。

図表 豪州における規制及び RIA の対象

	2000-1	2001-2	2002-3	2003-4	2004-5	2005-6
導入された規制	1,607	1,918	1,789	1,688	2,630	2,646
RIA 作成						
－RIA 作成が必要かどうかについての ORR への問い合わせ件数	740	709	861	845	851	948
－うち、ORR によって RIA 作成が必 要であると助言した件数	171	175	132	169	134	128
議会提出、もしくは効力を発した規制						
－RIA 作成が必要である規制	157	145	139	114	85	96
－実際に RIA が作成された規制	133	130	120	109	71	79

資料) Productivity Commission (2006), *Regulation and its Review 2005-06*.

注) 2004-5 年で導入された規制の数が急増しているのは、2003 年立法文書 (legislative instrument) 法の発効により立法レジームに変更が生じたことによるもの、と説明されている。

■審査機関の位置付け ～ORR から OBPR へ

1997年に豪州においてRIA制度が発足して以降、制度を所管してきたORR（Office of Regulatory Review）は、その設立の際に、同機関の役割・機能を明文化することが要請された。これを受けて、ORRでは自らの役割・機能を記載した下図表のORR憲章を起草している。当該憲章でうたわれているORRの機能のうち、②がいわゆる事前審査機能に、同じく④がメタ評価機能に該当する。

図表 ORR 憲章（Charter for the Office of Regulation Review）

ORRの役割は、連邦政府の目的である効果的で効率的な立法・規制を、経済全体の観点から促進することである。その機能は以下の通りである。

- ①政府、連邦政府機関、規制実施機関、立法機関に対して、規制措置案の策定や既存規制の見直しに関する適切な品質管理メカニズムの構築のための助言を行うこと
- ②連邦政府機関によって作成されたRISが、政府の要請事項に合致しているか、十分な分析レベルを担保しているかどうかについて検証（*examine*）し、助言を行うこと
- ③公務員に対して、規制措置案を正当化する上で必要な事項を満たすための教育訓練及びガイドラインを提供すること
- ④政府のRIAガイドラインの遵守状況、及びより一般的な規制改革の進捗状況に関して年次報告を作成すること
- ⑤豪州連邦政府委員会の大規模会合、及び規制策定機関に適用される国家基準を策定する主体に対して助言を行うこと
- ⑥経済的観点から大きな意義のある規制に関連する文書を提出し、レポートを公表する
- ⑦州政府・地方自治体・他国における規制改革の進捗状況について監視し、連邦政府との関係性について評価すること

これらの機能は政府の優先事項に位置付けられており、ORRはその限られた資源をもっとも努力すべき事項に対して集中的に投入しなければならない

経済全体の観点を維持しつつ、ORRは競争を制限する規制や産業界に対して（直接的・間接的な）影響を与える規制に対して焦点を当てる。ORRは、新たな規制の策定、もしくは既存の規制の改定によって生じる中小企業への影響を明らかにし、また、中小企業に対するペーパーワークその他の規制がもたらす負荷を最小限にするという政府の目的を十分に考慮する。

ORRは（財務省とともに）規制に関するベストプラクティスに責任を有する者としての財務大臣補に対して助言を行う

資料) Office of Regulatory Review (1998) , *A Guide to Regulation 2nd edition*

同様に、2006年にORRがOBPR（Office of Best Practice Regulation）に改組される際には新たにOBPR憲章が記載されているが、従来の上記の①～⑦の機能に、新たに下記の機能が追加・拡充されることになった。

図表 OBPR 憲章の追加点

<p>◎RIS が、政府の要請事項に合致しているか、十分な分析レベルを担保しているかどうかについて検証 (examine) し、助言を行うこと。同様に、費用便益分析、リスク分析についての品質管理も行うこと。 《注：ORR 憲章の②に下線部を追加》</p> <p>◎連邦政府機関に対して、遵守費用分析の政府要請事項に関する助言を行い、規制のコスト算定ツールとしてのビジネスコスト計算を維持・運営すること。</p> <p>◎その他の規制関連の取り組み——年次規制計画 (Annual Regulatory Plans)、規制業績指標 (Regulatory Performance Indicators) を含む——を管理・運営すること。</p> <p>◎政府全体のコンサルテーション原則を促進し、政策形成過程の一部として実施されるべき利害関係者に対するコンサルテーションのわかりやすいベストプラクティスガイドラインを提供すること。</p> <p>◎公務員に対して、費用便益分析やコンサルテーションプロセスに関する技術的支援を提供すること。</p>
--

資料) Office of Best Practice Regulation (2006) , *Best Practice Regulation Handbook*.

ORR (現 OBPR) が所属する生産性委員会 (Productivity Commission) の 2005-06 年年次報告書によれば、同委員会が担っている 5 つの政策目標のうちの 1 つが『規制に関する審査 (Output 1.3 : Regulation review activities) 』であり、当該政策目標に投入されている予算及び人員は、2005-6 年実績で約 2.8 百万豪ドル、17.9 人 (人年換算) とされている。

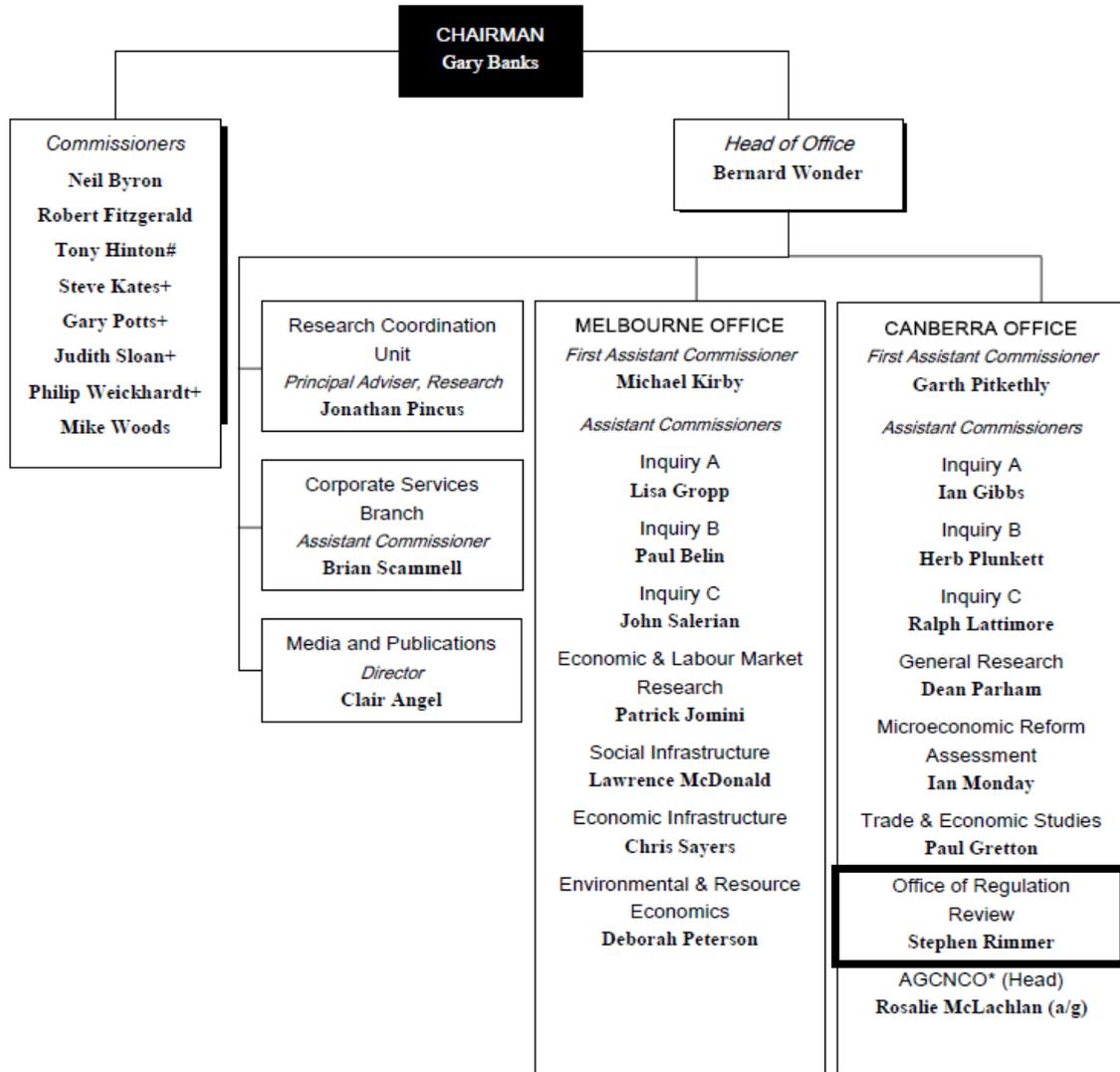
図表 生産性委員会の政策目標・投入資源と RIA 関連業務の位置付け

政策目標	2005-6 年 予算	2005-6 年 人員
Output 1.1 – Government commissioned projects	14,092	71.5
Output 1.2 – Performance reporting and other services to government bodies	4,022	25.1
Output 1.3 – Regulation review activities	2,798	17.9
Output 1.4 – Competitive neutrality complaints activities	222	1.0
Output 1.5 – Supporting research and activities and statutory annual reporting	6,737	38.6
合計	27,871	193.0

資料) Productivity Commission (2006) , *Annual Report 2005-06*

注) 予算の単位は千豪ドル

図表 生産性委員会の機構図と RIA 関連業務の位置付け



資料) Productivity Commission (2006) , *Annual Report 2005-06*

■事前審査の内容

＜制度改正前 ～2006年＞

RIA 作成過程における連邦政府機関と ORR との接点は、次頁の図表に示される通り、①当該規制案が RIA の作成対象に該当するかどうかを事前に照会する **確認フェーズ** と、②連邦政府機関が作成した RIA 案を ORR に提出し、RIA への要請事項が担保されているかについてチェックを受ける **審査フェーズ** の 2 段階が想定されている。

①の確認フェーズにおいては、照会を受けた規制措置案が、前述の“RIA の対象となる規制”の定義に合致するかどうかで判断し、照会を行った連邦政府機関に対して個別に回答する形となっている。

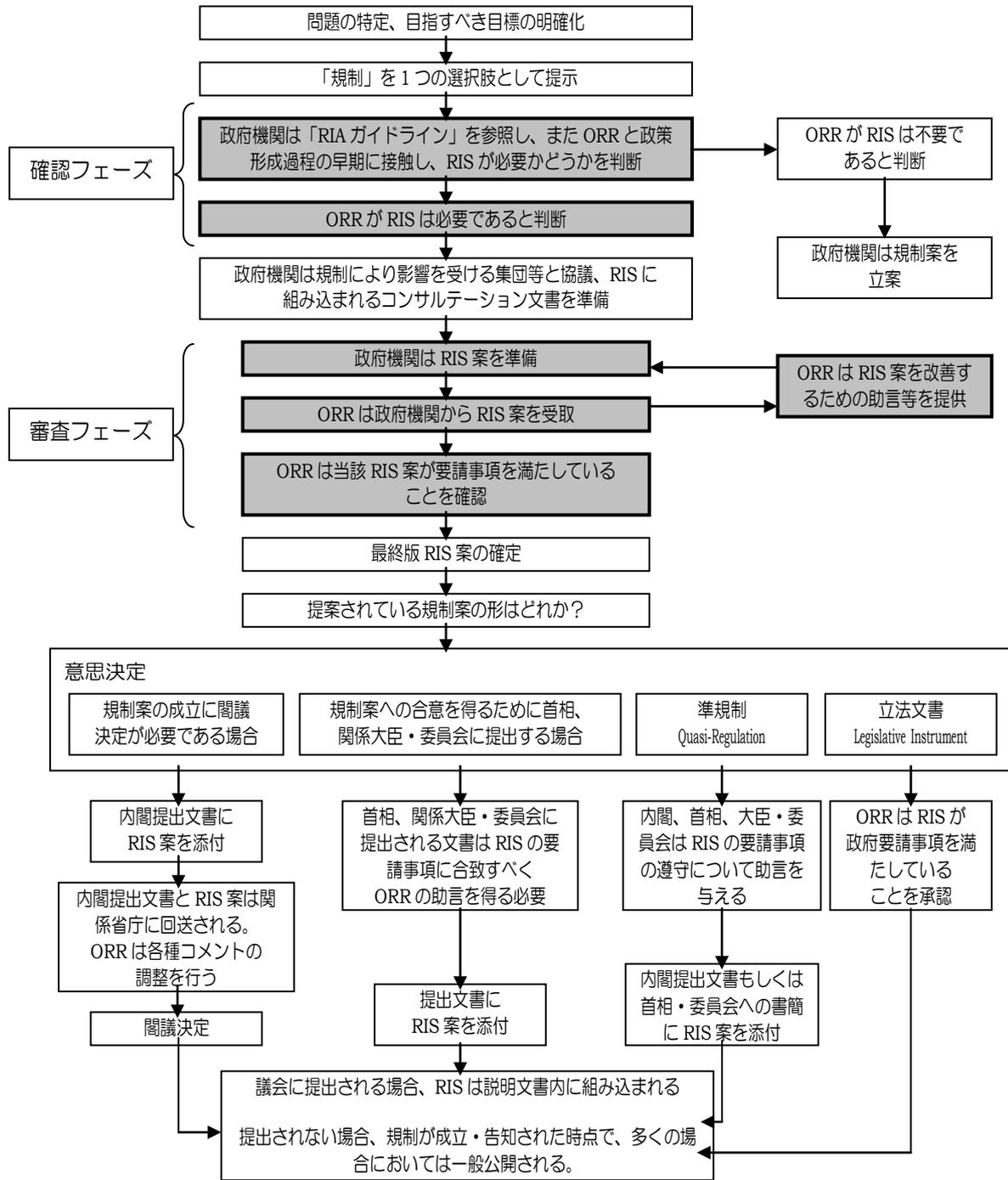
また、②の審査フェーズでは、1998 年に RIA 制度が発足する際に、政府が ORR に対して提示した“RIS に要請される 7 項目の基準”を満たしているかどうかという観点から審査を行う形となっている。審査の結果、問題があると認められた規制案（及び RIA）については、次々頁の図表に示される通り、個々の案件毎に財務大臣補に報告をし、その後の取り扱いについての判断をゆだねる形となっている。ただし、その後の取り扱いについては、RIA ガイドライン上ではあくまで「可能性」を提示するのみで、個々の案件がその後どのような形で処理されるのかについての明確な指針は存在しなかった。

図表 RIS に要請される 7 項目の基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 基本的な問題が RIS の中で明確に提示されているか？ その場合、なぜ政府措置が必要かを記載しているか？2 政府措置の目的・アウトカム・目標・目標値が明確に記載しているか？3 適切な、かつ非規制措置を含めた、現実的な代替案が提示されているか？4 影響を受ける集団が特定されているか？ 影響が特定されているか？ 必要とされる場合に限り、中小企業に対する影響についての分析がなされているか？ 現実的な代替案に関する費用と便益の双方が特定され、可能な場合にはそれが定量化されているか？5 コンサルテーションの形式はどのようなものか？ 本質的な反対意見も含めて、結果が提示されているか？ コンサルテーションが実施されていない場合、何故か？6 どの選択肢が最良であるか、それは何故かが記載されているか？7 どのように導入されるか、成立後一定期間経過後のレビューが計画されているか？ |
|---|

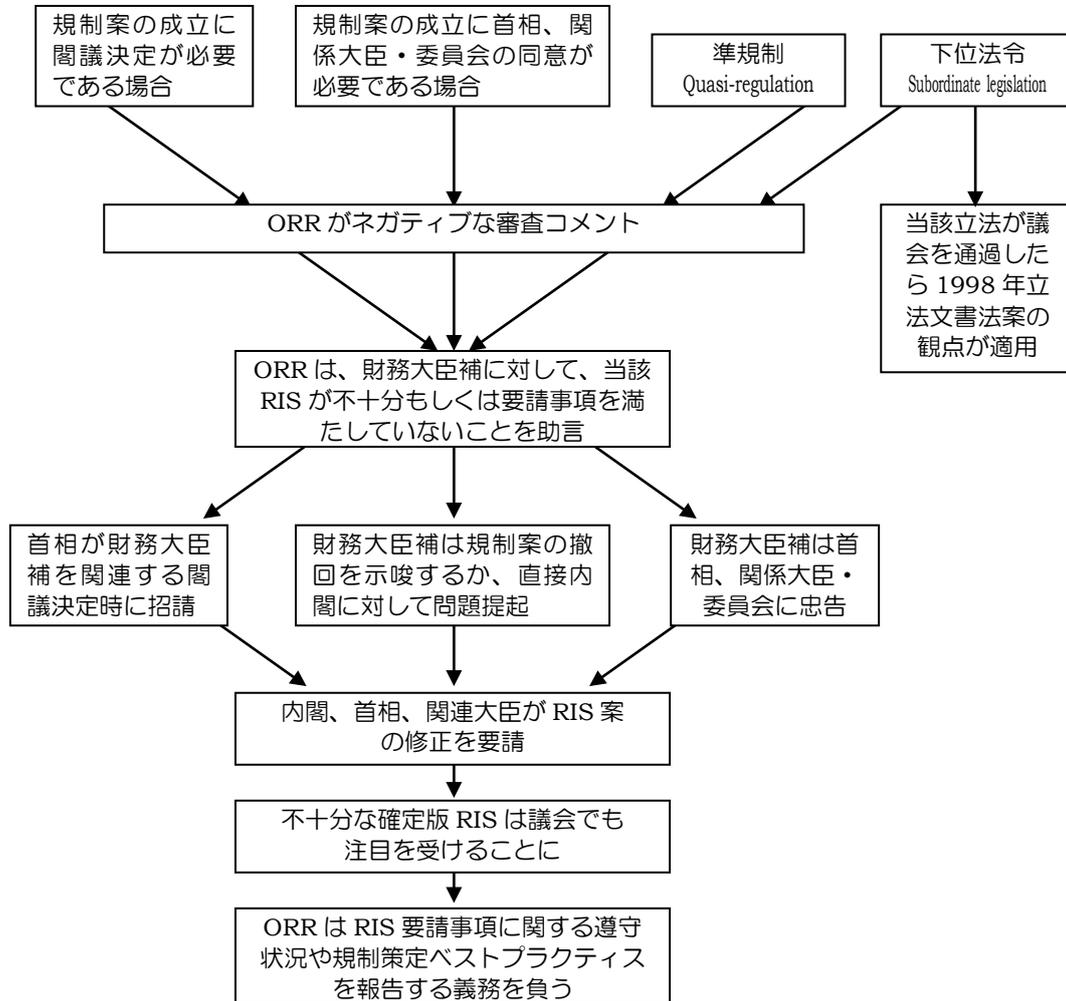
なお、ORR では、当該基準に従って連邦政府機関が作成した RIA の事前審査を行うとともに、当該事前審査結果等——上述①の確認フェーズで照会を受けた規制や、上述②の審査フェーズで審査を行った規制——を基に、後述するメタ評価報告書を毎年作成している。

図表 豪州における RIA 実施フローと OIRA による事前審査の関係



資料) Office of Regulatory Review (1998) , *A Guide to Regulation 2nd edition*より作成

図表 豪州 ORR による事前審査で問題がある場合の取り扱いの「可能性」



資料) Office of Regulatory Review (1998) , *A Guide to Regulation 2nd edition*

なお、後述するメタ評価報告書では、本来 RIA の作成対象とされる規制のうち、実際に RIA が作成されており、かつ上記の基準——RIS に要請される 7 項目の基準——を満たしている規制の割合（遵守率＝compliance）について毎年報告を行っている。これによれば、毎年 90%前後の規制が基準を満たしており、残りの 10%前後が、何らかの理由により RIA が実施されていない、もしくは要請される基準を満たしていない状況である。

図表 豪州における RIA の遵守状況

	2000-1	2001-2	2002-3	2003-4	2004-5	2005-6
意思決定段階での遵守率 (Decision-making stage)	129/157 82%	128/145 88%	113/139 81%	105/114 92%	68/85 80%	68/96 71%
規制策定・公表段階での遵守率 (Tabling stage)	118/133 89%	116/123 94%	113/119 95%	82/86 95%	59/66 89%	73/85 86%

資料) Productivity Commission (2006) , *Regulation and its Review 2005-06*.
 注) 上段の分母は「A: 本来 RIA の作成対象とされる規制の数」、分子は「B: 実際に RIA が作成されており、かつ基準を満たしている規制の数」。下段は B/A。

	意思決定段階			規制策定・公表段階		
	作成率	基準適合率	遵守率	作成率	基準適合率	遵守率
合計	79/96	68/96	71%	80/85	73/85	86%
上位法令 (法律案)	28/32	19/32	59%	28/29	23/29	79%
下位法令 (委任立法)	45/51	44/51	86%	47/51	46/51	90%
準規制	2/4	2/4	50%	—	—	—
国際条約	4/9	3/9	33%	5/5	4/5	80%

この点について、2005-6 年報告の記述によれば、本来 RIA が作成されるべきであるにもかかわらず作成されなかった 17 件のうち、①5 件については ORR の確認フェーズを経なかったもの、②7 件については意思決定が行われるまで ORR の確認フェーズを受けなかったもの、③5 件については ORR の確認フェーズを経たものの、その後の審査フェーズを経なかった (ORR に RIA が提出されなかった) ものであるとしている。

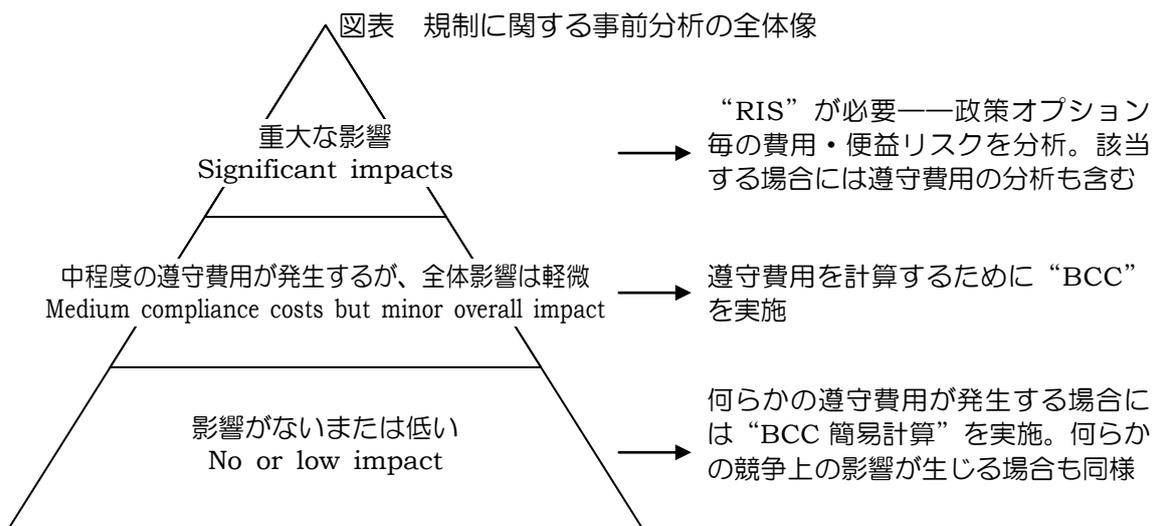
また、RIA は作成されたものの基準を満たさなかった 11 件のうち、①2 件については緊急的な規制策定要請によるものであり、規制策定・公表段階において改めて基準を満たしたものの、②残りの 9 件については、a) 規制がもたらす便益を明示しなかったもの、b) 費用・便益の定量化を誤ったもの、c) 正式なリスク分析や遵守費用の定量化を行わなかったものであった。

ちなみに、2005-6 年報告では、RIA の作成に要した時間を元に、RIA 作成に関するコストを試算している。具体的には、連邦政府機関に対して、RIA 作成に要した人日 (14.9 人日) を聴取し、これに平均賃金 (46.5 豪州ドル/時) を掛け合わせることで、RIA1 件あたりの作成コストを 5,200 豪ドル、同年に作成された RIA79 件全体で 410,500 豪ドルであったと報告している。

<制度改正後 2006 年～>

2006 年 RIA ガイドラインでは、①従来の確認フェーズの前に、連邦政府機関側で当該規制措置案がもたらす影響の程度を事前に予想——その手段が「ビジネスコスト簡易計算 BCC quickscan」——し、RIA の実施が必要とされるどうかを連邦政府機関自らが判断する「Preliminary Regulatory Impact Analysis」の実施を要請するとともに、②当該プロセスを経て正式に実施することになる RIA についても、想定される影響の多寡に応じて比較的簡易な分析——ビジネスコスト詳細計算 BCC——から、比較的詳細な分析——Regulatory Impact Statement——を選択的に適用することを要請している。

したがって OBPR は、①従来の確認フェーズにおいては、連邦政府機関側が準備したビジネスコスト簡易計算結果を元に RIA の実施が必要かどうかを判断し、また、②従来の審査フェーズにおいては、OBPR の審査により基準を満たしていないと見なされた規制措置案については、その後内閣官房で“例外的状況”であるとの了承¹⁷を得ない限り、規制として成立し得ないことが明文化されることとなった。



図表 ビジネスコスト計算（Business Cost Calculator）の概要

政策決定者が様々な政策オプションの規制遵守費用を簡便に計算できるよう、IT 上での計算システムとして構築したもの。具体的には、規制の導入によりもたらされるであろう規制遵守費用を以下の 9 つの費目に分類し、各々の個別計算の積上げによって総額を算出する仕組み。

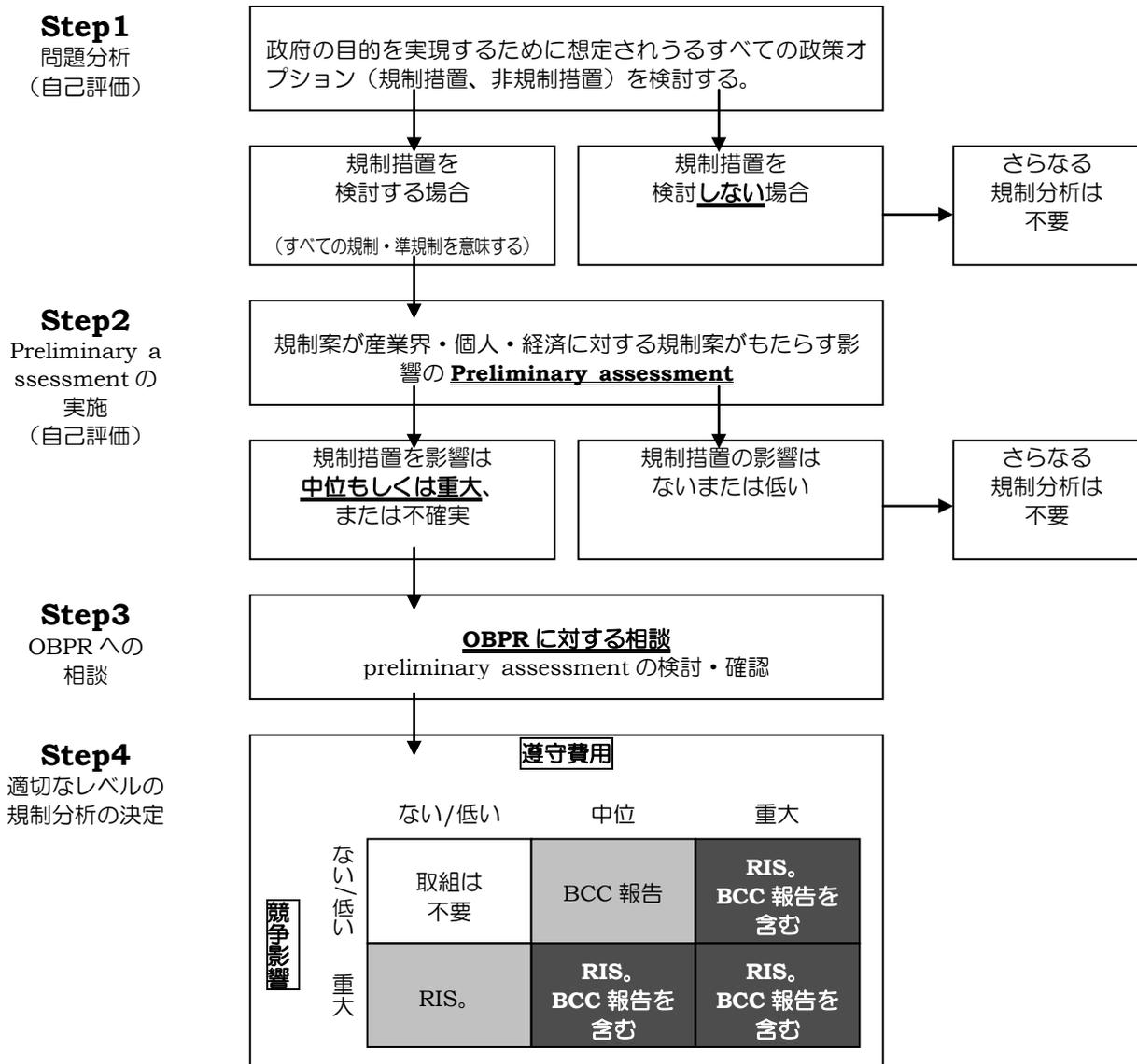
- | | | |
|---------------------------------------|----------------------|-------------------|
| ①告知 Notification | ②教育 Education | ③許認可 Permission |
| ④購入 Purchase | ⑤記録保持 Record keeping | ⑥規制執行 Enforcement |
| ⑦公開・文書化 Publication and documentation | ⑧手続 Procedure | ⑨その他 |

¹⁷ 例外的状況であるとの了承を得た場合においても、規制導入後 1～2 年以内に「導入後の見直し post implementation review」を行うことが要請されている。

ビジネスコスト計算は、以下の 6 段階の手順によって実施され、このうち 3 段階目までがビジネスコスト簡易計算（BCC Quickscan）に該当する。

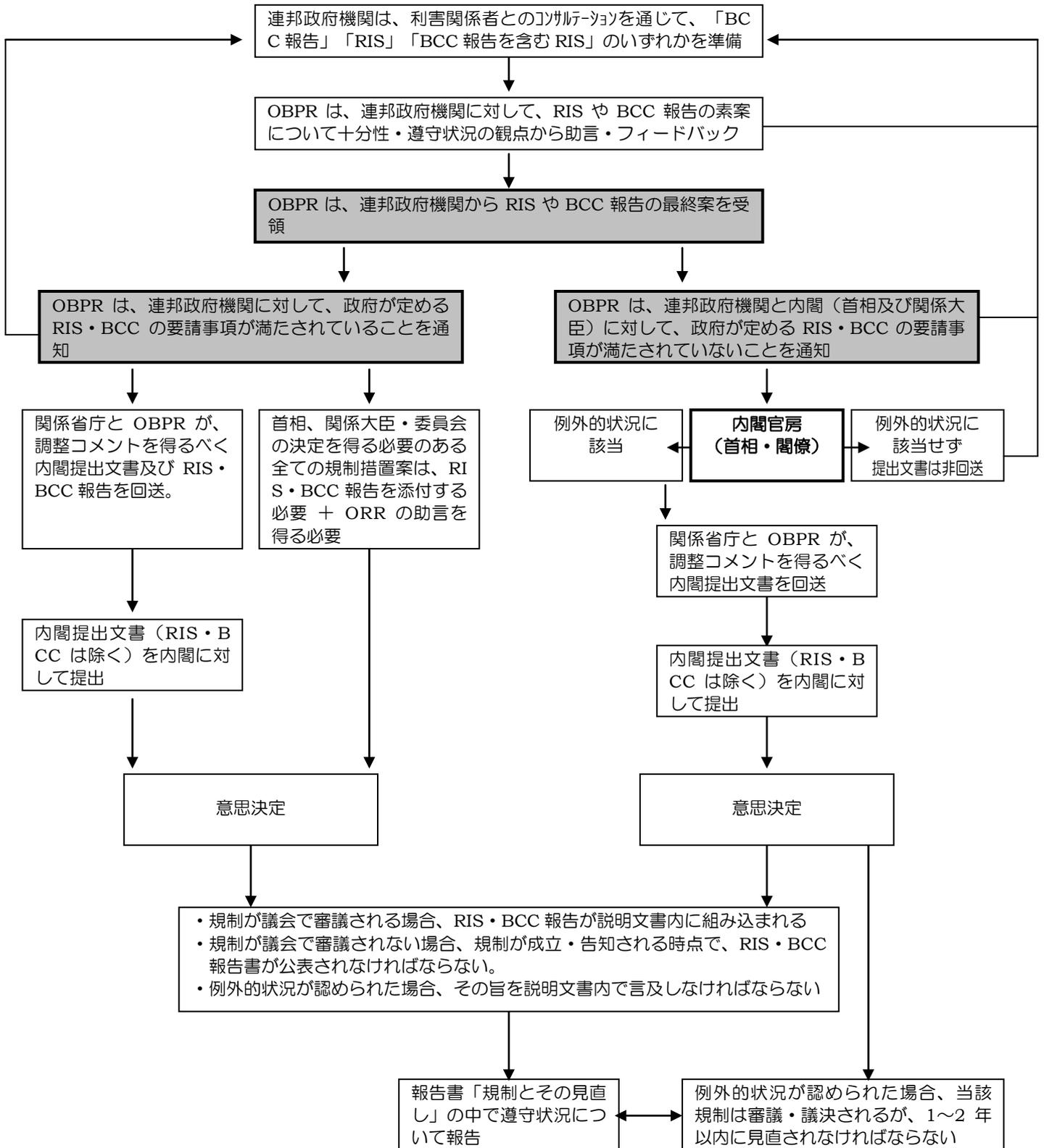
- 1) 問題・目的の明確化・・・取り組むべき問題と政策目的を定義
- 2) 選択肢の提示・・・政策目的の達成のために取り得る選択肢を検討・特定
- 3) クイックスキャン・・・各選択肢が産業界に影響を与えるかどうかを簡易に評価
- 4) 情報収集・・・規制遵守費用の計算に必要な情報を産業界等から収集
- 5) コストオプション・・・産業界等の規制遵守費用の原単位を基に全体額を計算
- 6) 次に何が・・・各選択肢の規制遵守費用の多寡を検討しつつ、経済全体の影響を考慮するために費用便益分析を実施

図表 Preliminary Regulatory Impact Analysis のフローと OBPR の確認フェーズ



資料) Office of Best Practice Regulation (2006) , *Best Practice Regulation Handbook*.

図表 RIA 実施フローと OBPR の審査フェーズ



資料) Office of Best Practice Regulation (2006) , *Best Practice Regulation Handbook*.

図表 RIS に要請される 7 項目の基準

1. 問題 (problem)

RIS では、対応する必要のある根本的な問題を明確に説明すべきである。この点に関する分析では、以下の事項を担保すべきである。

- 問題の重要性（規模や範囲）に関する証拠の提示
- 関連する全てのレベルの政府における既存規制の説明と、これらのみでは十分に問題を解決できないことの説明
- 問題がリスクをはらんでいる場合、関連するリスクを特定し、なぜこれらのリスクを回避することが政府にとって望ましいのかの説明
- 既存規制やリスクの存在を所与とした場合、政府の追加的な活動が正当化される明確な論拠の提示

2. 目的 (objectives)

RIS では、政府の活動の目的、成果、ゴール、もしくは達成目標を説明すべきである。

3. 選択肢 (options)

RIS では、適切かつ実現性のある選択肢——非規制的手段、自己規制、共同規制を含む——を明らかにすべきである。もし（現状維持 status quo とは別の）唯一の選択肢が適していると考えられる場合、RIS では 2 つの選択肢のみを検討することの正当な理由を提示すべきである。

4. 影響分析 (impact analysis)

RIS では、現実的な選択肢に関する費用・便益についての十分な分析を提示すべきである。この点に関する分析では、以下の事項を担保すべきである。

- それぞれの選択肢によって影響を受けると考えられるコミュニティのグループを特定し、それらに対する重要な経済的・社会的・環境的影響について明記
- 正式な費用便益分析を通じて説明する場合、全ての選択肢に関して、許容できうるレベルの証拠によって裏打ちされた費用・便益の計算
- 産業界——特に中小企業——に対する影響の評価と、規制遵守費用の算定にあたってはそれぞれの選択肢の影響の定量化（BCC、もしくはそれと同等の分析手法で OBPR が認可したものを使用）
- 規制措置の重要性や利害関係者に対する影響の度合いを考慮しつつ、その他の重要な費用・便益に関して適切な範囲内での定量化
- 規制の目的がリスクを減少させることである場合、それぞれの選択肢がどの程度、関連するリスク、費用、便益を減少させるのかについて分析
- それぞれの選択肢が個人に与える影響や、産業界に対する蓄積的負荷 cumulative burden の認識
- 関連する国際基準の記載。さらに、規制措置がこれらの国際基準と異なる場合、その意味と変更の正当性・妥当性の説明
- 規制措置が競争に制限を課す場合、政府の目的が制限下での競争によってのみ達成されることの実証

—主たる仮説を裏付ける証拠を提供し、データとの相違点を明確に説明

5. コンサルテーション (consultation)

RIS では、以下の事項を担保すべきである。

- コンサルテーションの目的の概説
- どのようにコンサルテーションが行われたのかについての記述（政策形成のどの段階でコンサルテーションを実施したか、コンサルテーション期間、方法を含む）
- 本質的な反対意見も含めて、コンサルテーションに寄せられた意見内容についての記述
- これらの意見をどのように考慮したのかについての概説
- 十分なコンサルテーションが行われなかった場合、その正当な理由の説明

RIS 内で報告されるコンサルテーションは、政府のベストプラクティス原則やコンサルテーション政策に合致したものである。

6. 結論と望ましい選択肢 (conclusion and recommended option)

RIS では、望ましい選択肢とその理由に対して、明確に説明すべきである。

RIS では、以下の事項を担保すべきである。

- 規制措置がコミュニティにもたらす便益が、費用を上回ること
- 想定されうる全ての影響を考慮した上で、望ましい選択肢が最も純便益が大きいこと

7. 導入と見直し (implementation and review)

RIS では、望ましい選択肢がどのように実行、監視、見直しされるのか、という点についての情報を記載すべきである。望ましい選択肢と既存規制との相互作用については明確に記載されるべきである。

資料) Office of Best Practice Regulation (2006) , *Best Practice Regulation Handbook*.

OBPR には、内閣提出法案・条例その他全ての規制についての情報が送付され、内閣官房に対して、RIA に要請されている基準の遵守状況、分析の十分性について報告を行うことが義務づけられた。ただし、2006 年 RIA ガイドラインでは、OBPR は RIA の分析に関する遵守基準のみを確認するのであって、規制の成果の有無や代替案の是非についての検討は行わないこと、及び、連邦政府機関が行った政策判断の妥当性を保証するわけでもなく、あくまで RIA の分析の正確性や厳格性については、最終的には連邦政府機関側が全面的な責任を負うこととしている。

③メタ評価機能

■生産性委員会による年次報告 ～RIA ガイドラインの遵守状況についての報告

生産性委員会では、1997年度から毎年度、連邦政府による「規制とその見直し Regulation and its Review」に関する報告を作成している。この報告は、1997年の政府方針に基づいて制度的に導入された RIA に求められている分析・対応事項につき、その執行・遵守状況について報告を行うものであり、これまでに9回の報告が行われている【レポートの内容は前項にて既述】。

図表 規制とその見直しに関する報告

1997年の首相声明「仕事により多くの時間を」(More Time for Business)は、規制策定・見直しに際しての政府イニシアチブについてまとめている。本声明では、RIAを早期段階で準備して、法律・規制策定過程の大部分を網羅することを要請した。それと同時に、オーストラリア内閣は、2つのプログラム——競争制限を行う既存規制の見直し、各省庁審議会や国の基準策定機関における規制案の全体的な見直しの徹底——を導入した。

生産性委員会に設置されている規制レビュー室(ORR: Office of Regulation Review)は、こうした政府イニシアチブの履行を確保するための中枢的機能を果たす。ORRは、RIAの十分性に関するアドバイスを行うことに加え、ガイダンスや講習を実施することを通じて、すべての省庁・国の基準策定機関における新規規制導入・既存規制見直し作業を支援する。同様に、既存の連邦規制に関する見直しの方法について提示することが求められている。

政府は生産性委員会に対して、こうした規制の見直しに関する政府イニシアチブの履行状況について、毎年報告を行うことを要請した。この報告書は、こうした要請に応えるべく、1997-98年度における生産性委員会の年次報告書シリーズの1つとしてまとめられた最初の報告書である。

資料) 生産性委員会(1998), *Regulation and its Review 1997-98* 前文より。

図表 2005-6年版メタ報告書の構成

1. 2005年以降のRIA制度改正について
2. RIAの要請事項に関する遵守状況
 - 連邦政府全体での遵守状況
 - 規制類型毎の遵守状況
 - 連邦全体での規制策定状況
 - 2005-6年の非遵守ケースとその理由
- 補論 1 連邦政府機関別の遵守状況
- 補論 2 個別RIAに関する遵守状況の詳細
- 補論 3 連邦全体での遵守状況
- 補論 4 ORRの活動と業績
- 補論 5 州政府・自治体における規制改革の進展
- 補論 6 規制の見直しと改善—国際的な観点から

図表 2004-5 年版メタ報告書の構成

1. 規制の改善に向けた取り組み
2. RIA の要請事項に関する遵守状況
- 連邦政府全体での遵守状況
- 規制類型毎の遵守状況
- 連邦全体での規制策定状況
- なぜ遵守率が低減したのか
- 遵守率の改善に向けて
補論 1 連邦政府機関別の遵守状況
補論 2 個別 RIA に関する遵守状況の詳細
補論 3 連邦全体での遵守状況
補論 4 豪州政府の立法過程の見直し
補論 5 ORR の活動と業績
補論 6 州政府・自治体における規制改革の進展
補論 7 規制の見直しと改善—国際的な観点から

OBPR では、当該報告を作成するために、それぞれの連邦政府機関に対して、ある一定期間内に検討・成立させた規制の一覧と、それぞれにおける RIA の実施・基準遵守状況について、半期ごとに報告を行うことを要請している。以下はその報告書式〈法案の場合〉である。

図表 RIA の実施・基準遵守状況に関する報告書式

	法案名	概要	議会提出		Preliminary assessment	BCC 報告		RIS		グリーン・パブリックレビュー	説明文書作成有無	BCC 報告・RIS 未作成	
			日付	提出先		意思決定	規制策定・公表段階	意思決定	規制策定・公表段階			首相承認有無	事後分析実施予定有無
A1													
A2													
A3													
A4													
	...												

なお、2006 年の制度改革に伴い、今後は、これまでの報告スタイルについて見直しを行い、メタ評価報告書としての記載内容を充実させるとしている。

④モニタリング・事後評価機能

1998年 RIA ガイドライン¹⁸では、RIA の分析項目の 1 つとして「導入と見直し Implementation and review」の項目を設定し、当該規制案の将来的な見直しに関する事項を記載するよう求めていた。具体的には、規制案の検討過程において、「規制の見直し条項やサンセット条項の規定」「利害関係者への定期的なコンサルテーション実施」「規制に関する定期的な報告の実施」等について、実施可能性の観点から検討することが求められていた。

2006年 RIA ガイドラインでは、さらに少なくとも 5 年置きにすべての規制が見直しの対象とされることを要請している。この背景には、従来から州政府においてサンセット条項の組み込みが活発であったことを受けて、2003 年立法文書法において、サンセット条項での期間の目安として最長でも 10 年間という規定が設けられたが影響しているようである。したがって、今後は、a) サンセット条項が規定されている立法措置に基づく規制についてはその時限において、b) それ以外の規制については 5 年の時限において、一律に見直しが行われることとなる。

¹⁸ Office of Regulatory Review (1998) , *A Guide to Regulation 2nd edition*

(4) EU

①近年の動向

本節では、欧州連合（EU）の行政府機能を果たしている欧州委員会（European Commission）が実施する「規制影響分析 Impact Assessment（IA）¹⁹」に関して、まずその概要を整理した上で、その後近年の改善の動向を整理する。

a) 「規制影響分析」制度の概要

■「規制影響分析」の対象

欧州委員会における「規制影響分析」は、規制案を中心的な対象としつつも、年次の優先事項を整理する文書である「作業プログラム Work Programme（WP）」の掲載対象となる政策案がすべてその対象となっている。この「作業プログラム」への掲載対象となるのは、以下のように、当該年次に欧州委員会にて検討する予定の規制案、及び（規制案ではなくても）経済的・社会的・環境的なインパクトを伴う政策案等である。ただし、優先度の観点で「作業プログラム」には掲載されなかった政策案であっても、その後の状況の変化等により優先度が高くなり早期に検討が行われるようになった場合には、「規制影響分析」の対象となる。また 2006 年の改革により、「作業プログラム」に掲載されていない政策案であっても、新設された「規制影響分析委員会」の勧告によって、「規制影響分析」の対象とされうる（詳細後述）。

図表 「作業プログラム」の掲載対象となる政策案

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• すべての規制案• それ以外の発議で経済的、社会的、環境的なインパクトを伴うもの• 政策変更に関する発議（ホワイトペーパー、国際協定に関する交渉ガイドライン、等） |
|--|

資料）European Commission（2005）, *Impact Assessment Guidelines*（2006 年 3 月改訂版）

■「規制影響分析」の実施動向

この数年間（2003 年 9 月以降）、欧州委員会においては、年間約 60～70 本の「規制影響分析」が実施されており、2006 年末の段階で 200 本弱の実施実績がある。

¹⁹ 厳密には「影響分析」と訳出すべきであるが、ここでは「規制影響分析」として統一表記する。

図表 規制影響分析の実施数

2005	2006	2007
73	68	(41)

資料) 欧州委員会ホームページ

注) 2007年は報告書作成段階の数値

■「規制影響分析」の目的

欧州委員会における「規制影響分析」は、“様々な政策代替案のもたらしうるインパクトについて、明確な情報を十分に提供すること”によって、政策案に対する意思決定の質を高めることを、その目的としている。

■「規制影響分析」にて踏まえるべき原則

「規制影響分析」の実施にあたっては、「補完性原則」と「比例原則（相応原則）」を踏まえることが要請されている。

図表 「補完性原則」と「比例原則（相応原則）」

□「補完性原則」

EU が関与するには、欧州委員会は、加盟国では問題を十分に解決できないことを証明しなければならない（例：国境をまたぐ問題の場合、特定加盟国の政策が EU 関連条約と矛盾する場合、特定加盟国の政策により他の加盟国の利益が損なわれる場合／等）

□比例原則（相応原則）

「規制影響分析」の実施範囲と内容は、分析対象の発議（政策案）の実施によって発生すると予想されるインパクトの大きさに基づいて決定する。一般的に、政策案のインパクトが大きいくほど、インパクトの定量化や金銭価値換算が重要となる。

資料) European Commission (2005), *Impact Assessment Guidelines* (2006年3月改訂版)

■「規制影響分析」における費用便益分析

【費用の分析】

「規制影響分析」における費用面では、一般的に、政策案に関連する「予算費用」「実施費用」「規制遵守費用」「調整費用」が主たる費用項目とされている。また、これらの費用が発生する主体として、「政策の実施組織」と「政策の対象者」とがあり、主体によって発生する費用の種類及びその内容が異なるとしている（いずれも下図表を参照）。

図表 政策の実施結果として発生しうる「費用」とその「対象主体」

対象主体 費用	政策の実施組織	政策の対象者
予算費用	<ul style="list-style-type: none"> EUの予算やその他の公的資金の直接的な支出。 欧州委員会と政府機関（加盟国等）の行政手続費用（調査等）。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。
実施費用	<ul style="list-style-type: none"> 政策の実施、モニタリング等に必要となる費用。 	<ul style="list-style-type: none"> 最も適切な遵守方法の特定と選択のために必要な費用。
規制遵守費用	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が政策を遵守するために負担する直接費用。行政手続費用や機会費用を含む。 ここで言う行政手続費用とは、政策の実施組織におけるものとは異なり、対象者が自己の行動や生産に関する情報を政府機関等に提供するための費用である。 また機会費用は、政策の要件を遵守するために排除された最も価値ある選択肢を指す。預金金利や賃金等を参考にすることが多い。
調整費用	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 	<ul style="list-style-type: none"> （生産や消費に関する）行動について政策が引き起こした変化が原因となって発生する費用・資源。

資料) European Commission (2005), *Impact Assessment Guidelines: Annex* (2006年3月改訂版)

【影響（インパクト）の分析】

次に、影響（インパクト）の分析にあたっては、政策案の実施によってそれぞれ「経済面」「社会面」「環境面」に対して与える影響を、各々分析することが求められている。経済面、社会面、環境面に対する影響が発生しうる対象としては、以下のような例が規制影響分析ガイドラインに示されており、また個々の発生対象に関して影響（インパクト）を特定する視点の例も併せて提供されている。ただし、ここに掲載されているのは基本的な事項の例示であって、網羅性は確保されておらず、したがってこのような表をチェックリストとして用いてはならず、個々の政策案に応じた規制影響分析を実施すべきことが強調されている。

図表 経済的・環境的・社会的インパクトの発生対象の例

インパクトの種類	インパクトの発生対象
経済的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> • 競争力、貿易、投資 • EU 域内市場の競争 • 運転資金、事業の実施 • 企業の行政手続費用 • 財産権（所有権） • 技術革新と研究開発 • 消費者と家計 • 特定の地域・セクター • 第三国（域外諸国）、国際関係 • 国家機関 • マクロ経済状況
環境的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> • 大気 • 水質、水源 • 土壌と土壌源 • 気候 • 再生可能資源、非再生資源 • 生物多様性、植物相、動物相、景観 • 土地の使用 • 廃棄物の生成・発生・リサイクル • 環境リスクの発生見込み及びその規模 • 可動性（移動手段）とエネルギー使用 • 企業行動の環境面での影響 • 動植物の健全な生育、食品・飼料の安全性
社会的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用と労働市場 • 職業に関する基準や権利 • 社会的包含、特定グループの保護 • 機会・処遇の均等、差別のない状況 • 私生活、家庭生活、個人 • ガバナンス、参加、良好な管理、司法へのアクセス、メディアと倫理 • 公衆衛生と安全 • 犯罪、テロリズム、安全保障 • 社会的保護・保健衛生・教育システムに対するアクセスと影響

資料) European Commission (2005) , *Impact Assessment Guidelines* (2006 年 3 月改訂版)

そして、影響（インパクト）を特定し分析するにあたっては、以下のような 3 段階で進めるべきことが、規制影響分析ガイドラインにて示されている。ここでは、各「規制影響分析」にて必ず「ステップ 3」まで実施することを要請しているのではなく、状況に応じて、「ステップ 1」もしくは「ステップ 2」までの分析でも受け入れられうることを示している。

図表 影響（インパクト）を分析する3段階（ステップ）

ステップ	概要
ステップ1	・ 政策の経済的・社会的・環境的なインパクト、それらが生じる原因、並びに影響を受ける人々を特定する。
ステップ2	・ 最も重要なインパクトを分析する（定性評価）。
ステップ3	・ インパクトの高度な分析を行う（定性・定量評価）。

資料) European Commission (2005), *Impact Assessment Guidelines* (2006年3月改訂版)

このように、規制影響分析ガイドラインにおいては、定量的な分析をあまり重視していないように見えることについて、欧州委員会のある総局（DG）の評価ユニット責任者（規制影響分析ガイドラインの執筆者の一人）に対して2007年2月時点で実施したインタビューは、以下のような要因があるためであるとしている。

図表 「規制影響分析ガイドライン」にて定量分析を重視していないように見える理由

<p>➤ 欧州委員会全体を対象とするガイドラインであること</p> <p>ガイドラインは欧州委員会が取扱う政策の全体を対象としており、広い政策分野、広い政策アプローチをカバーする必要がある。その観点からは、「常に必ず定量化すべし」とは書きにくい。</p> <p>➤ 漸進性 (graduality)</p> <p>各総局（DG）の原課の評価実施能力はまちまちであり、また一気に高まるわけではない。評価に関する欧州委員会としての実務的な要求水準は、「徐々に高めていくこと」が重要である。</p> <p>➤ 相応主義 (proportionality)</p> <p>「評価対象政策」と「評価内容（水準）」とは、釣合いがとれている必要がある。評価対象政策案に応じて、定量化・金銭価値化すべきものは、もちろんそれを求める。</p> <p>➤ 費用便益分析 (CBA) の特性</p> <p>CBAの結果を「一つの数」で表現する際、その取り扱い方によっては、評価対象政策案が具有する「複雑さ」を隠してしまうことにもつながりかねない。「規制影響分析」は、政治家が政治判断（意思決定）できるような資料としていく必要がある。</p> <p>➤ ただし、「規制影響分析ガイドライン」にて「定量化をあまり推し進めていないこと」と、「手っ取り早い (quick and dirty) 「規制影響分析」を認めること」とは、全く異なることに留意する必要がある。各総局には、「しっかりとした定性分析」の実施を求めている。</p>

【使用されるべき「割引率」】

「規制影響分析ガイドライン」（2006 年）では、割引率は「4%」に設定するのが望ましいとしている。またこの値は、1980 年代初頭以降の EU 内の政府長期国債の平均実質利回りとはほぼ同様であるためであるとしている。

【影響（インパクト）の比較手法】

「規制影響分析ガイドライン」（2006 年）では、代替案間でそれらの影響（インパクト）を比較するために、以下のような手法を紹介している。

図表 影響（インパクト）の比較手法

手法名	概要	利点・欠点
費用便益分析	提案された政策案について予想される経済的・環境的・社会的な便益と費用とを特定し、評価する。政策的介入による便益が費用を超えると予想されれば、施策の実施は正当化される。	<p>＜利点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策案の影響すべて（プラスもマイナスも）明らかになる。 時間の経過による政策案の費用と便益の発生順序を比較することができる。 正味の社会利得（あるいは損失）の観点から、代替案（非規制政策も含む）を順位付けするために使用できる。 <p>＜欠点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 定量データや金銭的データが存在しないインパクトを分析対象とすることができない。 社会的な割引率を設定するのが困難である。 他の手法と比較して、費用と時間を要する。 分配上の問題を見落とす懸念がある。
費用効果分析	期待されるアウトカムを達成するのに必要な費用を算出し、各代替案の費用を比較する。便益の金銭価値化が困難な場合において、費用便益分析の代替手段となる。「効果一単位あたりの費用」に基づいて政策代替案を順位付けする。	<p>＜利点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用便益分析に比べて、便益の測定が容易である。 同様のアウトカムが期待される代替案を比較するのに有用である。 <p>＜欠点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 最適水準の便益の選択ができない。 副次的な影響を除いて、一種類の便益（施策が意図した影響）のみに特化する。 政策案が社会に対して最終的に利得をもたらすかどうかは検討できない。
多基準評価	一つの枠組みの中でいろいろなプラスとマイナスのインパクトを組み合わせ、シナリオや意思決定の比較を容易にするための様々な手法を指す。	<p>＜利点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能性の多面性を認識することができる。 ひとつの枠組みで、確実性の違う異なる種類のデータ（金銭的・定量的・定性的）を比較・分析できる。 検討対象の問題を透明な形で提示し、トレードオフを明確に示すことができる。費用便益分析等と異なり、暗黙の重み付けを行わない。 分配の問題とトレードオフを浮き彫りにすることができる。 <p>＜欠点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 主観的な要素を含んでいる（特に各基準に対して相対的な重要性を設定する重み付けの段階において）。

手法名	概要	利点・欠点
		<ul style="list-style-type: none"> 異なる種類のデータが混在するために、便益が費用を上回るかどうかを検討できない場合がある。 時間選好が常に反映されているとは限らない。
リスク分析	<p>好ましくない事象が発生するリスク、そしてそれが発生した場合に個人や社会が受けるであろう影響を評価する。</p> <p>また、リスク及び（または）その影響を軽減・排除するために可能な代替案を決定するために使用される。</p>	<p><利点></p> <ul style="list-style-type: none"> 科学的なリスク評価は、政策案がリスクを軽減する上で有効かどうかを明らかにするものであり、特に公衆衛生・安全、環境保護、資源の有効活用、富の創造、革新、国家安全保障等の分野では、政策上の判断に不可欠である。 <p><欠点></p> <ul style="list-style-type: none"> リスクの影響は多岐にわたるため、同一基準で測定することができない。 通常、好ましくない事象が発生したときに生じる費用についての評価を行わない。 リスク及び（または）その影響を検討する上で、提案された政策案に関連したリスク以外のマイナス及びプラスのインパクトを考慮しない。 政策を実施するかどうか、どのタイプの政策を実施するかを決定する際、リスク分析を唯一の判断基準とすべきではない。
感度分析	<p>主要要素や要素間の相互作用の変動によって政策のアウトカムや影響がどのように変化するかを検討するものである。</p>	<p><利点></p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの場合において、不確実性を分析する最良の方法である。

資料) European Commission (2005) , *Impact Assessment Guidelines: Annex* (2006 年 3 月改訂版)

■「規制影響分析」の実施フェーズ

欧州委員会の「規制影響分析」は 3 段階（フェーズ）にて実施されている。具体的に 3 段階（フェーズ）とは、

- 【第 1 フェーズ】「規制影響分析」実施段階
- ⇒【第 2 フェーズ】政策案への意思決定段階
- ⇒【第 3 フェーズ】結果の送付・公表段階

である。以下は、その具体的な実施プロセスである（欧州委員会の資料に一部加筆修正して作成）。このうち、【第 2 フェーズ】にて網かけを施している「規制影響分析委員会（IAB）」は、2006 年の改革によって新たに設置されたものである。

図表 「規制影響分析」の実施プロセス

<第1フェーズ>

「規制影響分析」を実施する政策案の「戦略計画及びプログラム（SPP）」
サイクルへの組み込み

- 対象政策案に関する「ロードマップ（Roadmap）」の作成
- 対象政策案の「年次政策戦略（APS）」及び「作業プログラム（WP）」への掲載

「部局間運営グループ（ISG）」の設置

- 分野横断的な性質をもつ発議に対しては必ず設置
- 設置の際、事務総局戦略計画・企画部（SG.C.1）は必ず参加
- 非設置の場合は、「ロードマップ」にて理由を説明

「コンサルテーション」の実施

- 利害関係者及び専門家とのコンサルテーション

「規制影響分析」の実施（①分析）

<第2 フェーズ>

「規制影響分析」の実施（②「規制影響分析」報告書案の作成）

- 発議が取り下げられる場合にも、報告書案を作成

「規制影響分析」報告書案の「規制影響分析委員会（IAB）」への提出

- 「部局間コンサルテーション」開始の最低 1 か月前までに提出
- （IAB の活動の詳細は、下記にて別途説明）

「部局間コンサルテーション」の実施（「規制影響分析」は政策案に添付）

- コンサルテーションに付す「説明文書」に、規制影響分析の概要を示す

「規制影響分析」の特定欧州委員グループによる検討（同上）

- 実施されることがある（例：委員競争カグループ）

「規制影響分析」の欧州委員協議会（合議体）への提出（同上）

- 欧州委員会としての意思決定に付される

<第3 フェーズ>

「規制影響分析」報告書その他機関への送付（政策案に添付）

- 記者発表の際には、「規制影響分析」にも言及

最終報告書の欧州委員会事務総局による公表（Web 等）

資料）European Commission（2005）, *Impact Assessment Guidelines*（2006 年 3 月改訂版）を基に一部加筆。

【第1フェーズ】

主要な「規制影響分析」は、早期からその実施のスケジュール及び資源配分を計画立てておく必要があるため、対象となる政策案を、欧州委員会の「戦略計画及びプログラム」（Strategic Planning and Programming：SPP）の体系（サイクル）の中に位置付けることが求められる。具体的には、各総局はその推進する政策案のうち、「作業プログラム」の掲載対象となるものについて、「ロードマップ」を作成するとともに、「年次政策戦略」（Annual Policy Strategy：APS）及び「作業プログラム」に掲載する。

各総局にてまず作成される「ロードマップ」は、2005年改革までは「事前規制影響分析（Preliminary Impact Assessment）」という名称にて実施されてきたものであり、政策の背景・必要性及び規制影響分析の実施方針（その段階にて入手済みの情報の整理を含む）等を、最大で5頁以内にて整理するものである。「ロードマップ」は、以下の様式に沿って作成することが求められる（なお、「ロードマップ」のうち、前段のパートⅠは、「作業プログラム」作成段階でWebにて公表され、また後段のパートⅡは、公表されずに委員会内部でのみ使用される）。

図表 「ロードマップ」の様式

<u>ロードマップ</u>	
政策案のタイトル	：
担当総局／担当者	：
政策案の採択予定日	：
パートⅠ 「規制影響分析」の事前スクリーニングと今後の作業計画 （「作業プログラム」作成段階で、Webにて公表）	
A. 「規制影響分析」の事前スクリーニング	
・ 主要な問題は何か？ その問題は、加盟国による政策のみで十分に解決することができそうか？（「補完性原則」－必要性のテスト）	
・ 主要な政策目標は何か？	
・ どのような政策代替案があるか？ どのような規制・非規制手段が考えられるか？	
・ 各代替案について、どのようなインパクトが予想されるか？ また誰が影響を受けるか？ どのインパクトについて更なる分析が必要か？	

B. 「規制影響分析」の作業計画

- すでにある情報・データは何か？ どのような情報を新たに収集する必要があるか？ いつまでに、またどのように情報を収集するか（例：組織内で対応するか、あるいは外部委託するか）？ どのような種類・水準の分析を実施するか（「比例原則（相応原則）」）
- いつ、どの利害関係者・専門家にどのようなコンサルテーションを行うか？
- 「部局間運営グループ」（ISG）を組織するか？

パートⅡ より詳細な計画（時間・リソース等）

（欧州委員会内部のみにて使用）

C. スケジュール

- いつ「規制影響分析」を開始するか？
- 「部局間運営グループ」を組織する場合は、いつ組織するか？ どの総局を招くか？ どの位の頻度で会議を行うか？（「部局間運営グループ」は、主要な分野横断的な政策案については必ず組織し、それ以外の場合でもできるだけ組織する。グループを組織しない場合には、その理由を記述する。）
- （分析調査、情報収集等を）外部に委託する場合、その調達プロセスと委託の予定時期はいつか？
- 「部局間コンサルテーション」（政策案と「規制影響分析」報告書案が対象）の実施予定時期はいつか？ 開始時期は？ 終了時期は？
- 政策案、及び「規制影響分析」報告書をいつ翻訳総局に提出するか？²⁰
- 政策案と「規制影響分析」報告書を、いつ事務総局文書登録課（Grefte）に提出するか？
- 政策案の承認予定日はいつか？ どのような手続が予想されるか（口頭か文書か）？

D. リソース

- 「規制影響分析」と政策案の作成のために、どのような人的・財的な資源が確保されているか？

資料） European Commission（2005）, *Impact Assessment Guidelines: Annex*（2006年3月改訂版）に一部加筆

²⁰ 「規制影響分析」報告書は、欧州委員会におけるスタッフの作業文書と位置付けられており、そのような位置付けの文書は通常は翻訳されないが、2006年9月以降は、同報告書の要約部分が欧州連合のすべての公用語に翻訳されるようになった。

次いで、各総局は、「部局間運営グループ」（Inter-Service Steering Groups : ISG）」の設置を検討する。この部局間運営グループは、「政策案の検討の早期から専門的なインプットを行うこと」「広い視野を踏まえた検討を可能とすること」及び「『部局間コンサルテーション』（第2フェーズ）での合意形成を容易にすること」が、その設置の目的である。政策案が分野横断的な性質を有する場合には、必ずこのグループを設置することが求められる。また政策案がそのような性質を持たない場合にも、グループの設置が推奨される。グループが設置される場合には、欧州委員会の「事務総局戦略計画・企画部（SG.C.1）」は必ず当該グループに参加する。なお、グループが設置されない場合には、上記「ロードマップ」にてその理由を説明すること、及び「事務総局戦略計画・企画部（SG.C.1）」に対して逐次に状況報告をすることが求められる。

そしてこの段階で、利害関係者及び専門家に対する「コンサルテーション」を、以下のような基本的な枠組みの下で実施することが要請される。

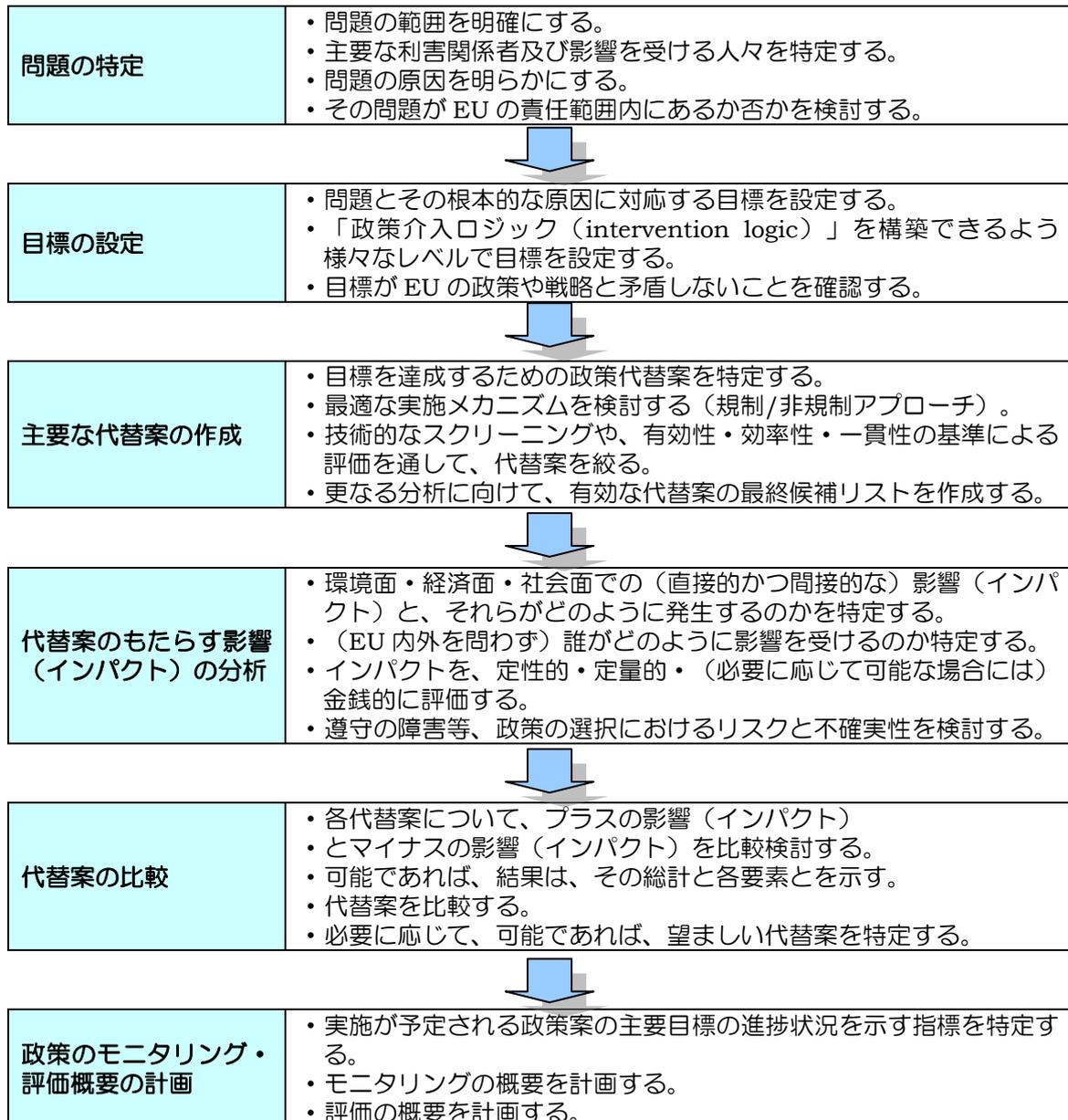
図表 「コンサルテーション」の枠組み

項目	概要
コンサルテーションの目的	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じて、個別に明確化する。 ・新アイデアの発見（ブレイン・ストーミング） ・影響（インパクト）の特定 ・データの収集 ・仮説の検証 / 等
コンサルテーションの実施対象	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じて、個別に明確化する。 ・政策案 ・「規制影響分析」（全体、もしくは各構成要素）
コンサルテーションの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○目的に照らして、適切な方法を選択する。 ・諮問委員会、専門家委員会、公聴会、インターネットによるコンサルテーション、アンケート、グループインタビュー（Focus Group）、セミナー、ワークショップ / 等
コンサルテーションの実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ○政策形成過程への効果を最大化させるためには、「できる限り早いタイミング」に、コンサルテーションを開始することが重要である。 ○必要に応じて複数回を実施する。
コンサルテーションの期間	<ul style="list-style-type: none"> ○事前に十分な時間を設定することが重要である。 ・書面による場合： 少なくとも8週間 ・会議の場合： 少なくとも20営業日前に通知 / 等

資料) European Commission (2005), *Impact Assessment Guidelines* (2006年3月改訂版)

そしてこのような「コンサルテーション」の結果も駆使しながら、各総局は、「規制影響分析」の分析を実施する。一般的に、以下のような分析の進め方が想定されている。

図表 「規制影響分析」の進め方



資料) European Commission (2005), *Impact Assessment Guidelines* (2006年3月改訂版)

【第2フェーズ～第3フェーズ】

「規制影響分析」そのものを実施を経て、その報告書が作成される段階から第2フェーズに移行することとなる。この「規制影響分析」報告書は、以下のような様式に沿って全体で30頁以内にて簡潔に作成することが、「規制影響分析ガイドライン」にて要請されている。「規制影響分析」を実施した結果として、政策案の提出が見送られるような場合にも、この「規制影響分析」報告書が作成される必要があり、その際も本様式に従うことが求められる。

そしてこの報告書は、専門家ではない読者にも分かりやすいように、簡潔に、また図表も駆使して作成することが求められる。そのことで、読者が代替案毎の影響（良い影響、及び悪い影響）を容易に理解できることが重視される。

なお「規制影響分析」に、何らかの仮定や不確実性がある場合には、それらをこの報告書に明記することが求められる。また、技術的な詳細や関連書類を付属書として添付することが求められる。

図表 「規制影響分析」報告書の様式

担当総局：

その他の参加部局：

参照すべき計画・WP：

- 要約：
- セクション1： 手続と利害関係者とのコンサルテーション
- セクション2： 問題の定義
- セクション3： 目標
- セクション4： 代替案
- セクション5： 影響（インパクト）の分析
- セクション6： 代替案の比較
- セクション7： モニタリングと評価

資料) European Commission (2005), *Impact Assessment Guidelines: Annex* (2006年3月改訂版)

このように作成された「規制影響分析報告書」の案は、次に「規制影響分析委員会」（IAB）に提出され、そこで分析内容等に関する審査を受けることとなる。この「規制影響分析委員会」では、政策案そのものではなく、「規制影響分析」の質が審査される（「規制影響分析委員会」による審査の視点・方法等に関しては後述）。各総局は、その次のステップとなる「部局間コンサルテーション（Inter-Section Consultation：ISC）」を実施する遅くとも 1 か月前までに、この「規制影響分析」報告書案を同委員会に提出することが求められる。

同委員会による審査の結果（勧告）を反映した「規制影響分析」報告書（修正版）は、次に、政策案とともに、欧州委員会の「部局間コンサルテーション（ISC）」に付されることとなる。部局間コンサルテーションに、政策案とともに提出される説明文書には、「規制影響分析」の概要（検討対象となる代替案、それらの経済的・環境的・社会的影響、及び「規制影響分析」報告書を閲覧できる Web の URL）が記載される。

なお、この「部局間コンサルテーション」の終了後、政策案と「規制影響分析」に対して、特定の欧州委員（Commissioners）によって構成される「委員グループ」による検討が行われることがある。

そのような検討が終了すると、政策案と「規制影響分析」報告書は、欧州委員の合議体である「欧州委員協議会」（College of Commissioners）へと提出され、欧州委員会としての意思決定に付されることとなる。

このようにして欧州委員会としての意思決定過程を経た政策案及び「規制影響分析」報告書は、他機関に送付されるとともに、Web 等により公表される。

b) 近年の動向

このような EU の欧州委員会にて実施されている規制影響分析に関連する近年の動向として、「行政費用」額算定制度の導入、及び「規制影響分析委員会」の設置がある。

■「行政費用」額の算定及び公表

まず 2005 年に実施された改革として、産業界等に「行政費用／行政負担」(Administrative Cost/Administrative Burden) を課すような立法措置に対して、その「行政費用」の金額規模を、共通の手法によって算定することが各総局に求められるようになっていく。これは、主要な立法に伴って発生する「行政費用」額を明確にして公表するとともに、その削減を目指すものである。

ここで言う「行政費用」とは、「法によって課される情報提供及び報告の義務を遂行するために産業界等に発生する費用」と定義付けられており、欧州委員会による立法及び実施プロセスの中で、「同じような情報・データ」を複数の部局からそれぞれ何回も、それも必要以上の詳細さにて提出を求められることが産業界等にとっての負担となることから、共通の手法によってそれら費用額を明らかにして公表するとともに、その削減目標値を設定してそのような負担を削減しようとしている。

これまでも、「規制影響分析」における費用面の分析にて、このような行政費用の算定は実施されてきているが、今次の改革ではそれを更に強化しており、欧州委員会（ひいては加盟国）で統一的な算定手法を導入しようとしていることに加えて、その額の削減に関する「共通目標」（2012 年までに 25% を削減）を設定している。

なお、このような「行政費用」額の削減への制度的な取り組みは、オランダ・英国等の EU 域内諸国において始められたものが、EU レベルに波及したものである。

図表 「行政費用の削減」に関する原則

- ◆ 「報告頻度」を必要最小限（法目的を実現する上での最小限）の水準まで削減
- ◆ 「同様の報告を何度も要求していないか」「同様の情報を重複して要求していないか」をレビュー
- ◆ 現状紙ベースで報告させている場合は、「電子ベース」「Web ベース」での情報提供に転換
- ◆ 「閾値」の設定や、サンプル対応等により、中小企業への報告義務を軽減
- ◆ 「リスク分析」を行って、報告義務の対象企業を厳選
- ◆ 当初の情報報告義務の発生時点からの状況変化を踏まえ、必要な情報のみ報告を要求
- ◆ 複雑な法体系を産業界等が容易に理解できるような説明の実施

資料) 「欧州連合における行政費用の削減に向けての行動計画」(2007 年 1 月)

■「規制影響分析委員会」の設置

そして翌 2006 年における改革事項として、「規制影響分析委員会（Impact Assessment Board：IAB）」の設置が挙げられる。これは、「規制影響分析」に対する「事前審査機能」を、制度的・実態的に果たす組織であるが、その詳細については次項にて説明する。

②事前審査機能

欧州委員会における「規制影響分析」の実施枠組みの中で、事前審査機能を果たしているのは、a) 各総局「評価担当ユニット」による質の確保機能、及び b) 2006 年に新設された「規制影響分析委員会」による個別審査である。

a) 各総局「評価担当ユニット」による質の確保機能

各総局にある「評価担当ユニット」は、各総局が実施する各種政策評価の質を確保すること (to ensure high quality) をミッションとしており、「規制影響分析」に関しては、総局内で作成する「規制影響分析」をその作成過程から支援するとともに、完成した分析案に対してその内容をチェックした上で、ユニット長が承認 (approval) の署名をしている。このように、「評価担当ユニット」は、実態として「規制影響分析」の内容を審査するとともに、その内容の改善を行って評価の質を確保するという意味で、事前審査機能を果たしていると考えられる。

b) 「規制影響分析委員会」による個別審査

欧州委員会にて作成される規制影響分析の事前審査機能を果たすのが、2006 年に新たに設置された「規制影響分析委員会 (IAB)」である。これは、2006 年の改革にて、欧州委員会にて実施される「規制影響分析」の「質の向上」を目的として、委員会内に設立されたものである。「規制影響分析委員会」は、各総局で作成された「規制影響分析」案が部局間コンサルテーションに付される前に「評価の質」の観点から個別に審査を実施して、改善勧告を各総局に行うことで、「規制影響分析」の質の確保を行っている。

新たに設置されたこの「規制影響分析委員会」は、現時点ではまだ数本の改善勧告 (意見書の作成・公表) を行っているレベルにすぎないが、今後、実務的にどのように事前審査機能を果たしていくようになるのか、その結果として政策案の意思決定過程にどのようなインパクトを及ぼすことになるのか、総局の評価担当部局からも注目されている (インタビュー結果より)。

■「規制影響分析委員会」の設置・実施要綱

「規制影響分析委員会」に関しては、17条から構成される「規制影響分析委員会手続規則（Rule of Procedure）」が策定されており、ここで、委員会の構成や権限、審査の視点、意思決定方法等について定められている。

図表 「規制影響分析委員会手続規則」の構成

第1条	構成と任命	(Composition and appointment)
第2条	在任期間	(Term of office)
第3条	独立性	(Independence)
第4条	事務局	(Secretariat)
第5条	業務遂行	(Operation)
第6条	委員会にて作成する文書及び議事録	(Documentation and Minutes of the Board)
第7条	委員会の会議	(Meetings of the Board)
第8条	会議の定足数	(Quorum)
第9条	会議の招集	(Convening a meeting)
第10条	議題	(Agenda)
第11条	投票	(Voting)
第12条	文書手続による意思決定	(Decisions by written procedure)
第13条	委員会会議への各省の参加	(Participation of departments in the Board meetings)
第14条	内部の専門性	(Internal expertise)
第15条	外部の専門性	(External expertise)
第16条	透明性	(Transparency)
第17条	その他	(Other matters)

■「規制影響分析委員会」のミッション

「規制影響分析委員会」は、欧州委員会の各総局にて作成される「規制影響分析」について、その品質管理を強化するとともに各総局へのアドバイスや支援を提供することで、その分析の「質を向上させること」を目的とする。

なお、「規制影響分析委員会」は、欧州委員会の委員長（President）の直轄部署として機能する。

■「規制影響分析委員会」の主要業務

「規制影響評価委員会」は、欧州委員会の各総局にて「規制影響分析」が最終化されて他総局に送付される前に、個々の「規制影響分析」案の質に関してアドバイスを提供し、また「意見書」を発行する。更に必要に応じて（where appropriate）、各総局に「規制影響分析」の改善に向けた追加作業（「意見書」を踏まえた修正及再提出）を勧告する。

■「規制影響分析委員会」の構成

「規制影響分析委員会」は、欧州委員会内の総局の中から選定・任命される合計 5 名の委員にて構成される。各委員の任命期間は 2 年間であり、任期更新が可能である。5 名の内訳は、事務総局から 1 名と、4 総局（経済・社会・環境分野）から各 1 名である。

- ・ **事務総長代理 (Deputy Secretary General)** : 「より良い規制」の担当である事務総長代理が就任。「規制影響分析委員会」の議長を務める。
- ・ 「規制影響分析」の主たる分析対象である「経済」「社会」「環境」分野の **4 総局**（経済・金融総局、雇用・社会問題・機会均等総局、企業・産業総局、環境総局）: これら 4 総局から各 1 名。Director クラスの事務官僚 (permanent officials) が就任。代理人の任命も可能であるが、ユニット長レベル以上であることが求められる。

■「規制影響分析委員会」の独立性

「規制影響分析委員会」の委員は、自らの所属する総局から独立した立場から、各総局の作成する「規制影響分析」の質の確保に関してその専門能力を発揮することが求められる。その意味では、各委員は自らの帰属組織ではなく、個人の能力・専門性を基に活動する。そして、帰属総局が作成する個別の「規制影響分析」には関与してはならず、また総局の側も自局の委員会メンバーに指示を与えてはならない。

なお必要に応じて、「規制影響分析委員会」は外部専門家からの支援を受けることができる。

■「規制影響分析委員会」による審査の視点

「規制影響分析委員会」による「規制影響分析」の審査は、「基準への適合性」「分析深度の適切性」「分析・データの信頼性」の 3 つの観点から行われる。

- 「規制影響分析」は、欧州委員会のガイドラインやその他合意された基準に沿って実施されているか
- 「規制影響分析」の分析の程度（詳細さ）は、提案されている規制案が潜在的にもたらす経済面・社会面・環境面の広範な影響度合いに照らして、釣り合い (proportionate) がとれているか
- 「規制影響分析」の各代替案の分析に使用されるデータ及び適用される手法・ツールの、信頼性は十分か (sufficient quality)

■「規制影響分析委員会」のアウトプット

「規制影響分析委員会」の主たるアウトプットは、以下の 3 種類である。現時点で既に作成され公表されているのは、「意見書」である。

□意見書 (opinions)

個々の規制影響分析の審査結果として示される文書

□プロンプト・レター (prompt letters)

明示的には「規制影響分析」の対象となっていない発議に対して、事務総局長の要請による検討に基づいて、「規制影響分析」の実施を該当総局に勧告する文書

□委員会を代表した議長公式声明 (formal notes from the Chair on behalf of the Board)

(詳細不明)

■「規制影響分析委員会」による「再提出」要求

「規制影響分析委員会」は、必要に応じて (if considered necessary) 各総局に「規制影響分析」の再提出を要求することができる。

■「規制影響分析委員会」における意思決定

「規制影響分析委員会」の委員は、上記 3 種類のアウトプットの作成にあたり、「コンセンサス」にて意思決定しうるように努めなければならない。もし投票によって意思決定する必要がある場合には、出席者の単純過半数にて決定することとなる（同点の場合は議長に決定権がある）。

■「規制影響分析委員会」による改善勧告の拘束力

「規制影響分析委員会」のアウトプットである「意見書」等には拘束力はない。しかし同委員会の「意見書」は、欧州委員会におけるその後の意思決定過程を通して、「規制影響分析」報告書とともに、政策案に添付される。このようなことから、実務的には、各総局は「意見書」を無視し得ないのではないかと、欧州委員会のある実務担当者（評価担当ユニット長）はその見解を示している（インタビュー結果より）。

■「規制影響分析委員会」による「意見書」の構成と様式

「規制影響分析委員会」が審査した個々の「規制影響分析」に対して同委員会として作成する「意見書」は、以下のような構成と様式により作成されて公表される。「意見書」の主たるメッセージは、このうちの「ポジティブな側面（Positive Aspects）」及び「改善に向けた主要な勧告（Main Recommendations for Improvements）」の項目にて記述されることとなる。

これまでの公表事例の場合には、いずれも「意見書」全体で 2～3 頁と簡潔な記述となっている。ただし、「改善に向けた主要な勧告」欄には、ただし書き（説明書き）が付されており、そこには「技術的なコメントは担当総局に別途、直接送付する」旨、記されている。したがって、公表される意見書の他に、技術的かつ具体的な指摘が行われている模様であるが、その具体的内容や実施動向等は公表されていないため、不明である。

図表 「規制影響分析委員会」による「意見書」の様式

公表日：
文書番号：
<u>意見書（Opinion）</u>
「規制影響分析」の名称（Title）：
作成総局（Leading DG）：
1) 「規制影響分析委員会」の意見（Impact Assessment Board Opinion）
(A) 概要（Context）
(B) ポジティブな側面（Positive aspects）
(C) 改善に向けた主要な勧告（Main recommendations for improvements）
(D) 手続及び発表（Procedure and presentation）
2) 「規制影響分析委員会」の審査プロセス（IAB Scrutiny Process）
・参照番号（Reference number）
・作成総局（Author DG）
・外部専門家（External expertise used）
・委員会会合開催日（Date of Board Meeting）
・意見書採択日（Date of adoption of Opinion）

資料）欧州委員会・規制影響分析委員会が作成し公表した実際の「意見書」を基に作成

■「規制影響分析委員会」による「意見書」の事例

「規制影響分析委員会」の設立以後、同委員会により現在までに出された「意見書」の事例（計 3 事例。包括的な政策案が 1 本あるので、細かく数えると 5 事例）の中から、その結論部分（「改善に向けた主要な勧告」部分）を以下に要約する。

全般的には、「現状の問題点の特定」「望ましい選択肢がいかに問題を解決しうるのか（また望ましくない副作用も発生させないのか）の説明」をより明確に行うこと、及び「費用・便益分析」をより充実させること、に関する勧告が多い。これらは、いずれも「規制影響分析」の本質的な要素及び観点であり、この点において、「規制影響分析委員会」が、各総局が作成する「規制影響分析」の質の向上に対して、正面から対処していこうとする姿勢が窺える。

なお、これらの意見書はいずれも公表されたばかりのものであり、各総局がこれら勧告にどのように対応したのかは、現時点ではまだ明らかになっていない。

事例 1-1： 「包括的」行政費用削減策（食品衛生）に対する「規制影響分析」

<全般的な勧告>

- ◎ 「規制影響分析」報告書は、規制案がもたらすと予期される「行政負担（Administrative Burden）」の削減額を示唆することが必要（should）である。また「規制影響分析」報告書は規制案の適用除外の対象範囲をしっかりと正当化することが必要（should）である。

<個別の勧告>

- (1) 規制案がもたらす「行政負担（Administrative Burden）」の削減状況を評価すること
- (2) 規制案の代替案を再構成して改善すること
- (3) 規制案の適用除外の対象範囲を正当化する際の根拠（evidence）を正確に記述すること

事例 1-2： 「包括的」行政費用削減策（会社法一企業合併）に対する「規制影響分析」

<全般的な勧告>

- ◎ 「規制影響分析」報告書は、「便益の評価」及び「代替案の比較」部分を改善する必要がある（needs）。

<個別の勧告>

- (1) 規制案がもたらす「行政負担（Administrative Burden）」の削減状況を評価すること
- (2) 規制案の「オプション 2」と「オプション 3」の比較分析を、もっとしっかり行う（elaboration）こと

事例 1-3： 「包括的」行政費用削減策（輸送部門）に対する「規制影響分析」

<全般的な勧告>

- ◎ 「規制影響分析」報告書は、規制案のもたらす潜在的な便益の推計（estimate）及び「（重複して要求する情報を削減しても）法制度の目的は影響を受けない」という主張の「根拠」を、それぞれより明確にする必要がある（needs clarification）。

<個別の勧告>

- (1) 行政費用（administrative cost）の計算の透明性をより高めること
- (2) 規制案が対処しようとする課題（情報の重複要請）の定義をより明快にすること

事例 2： 欧州宇宙政策に対する「規制影響分析」

<全般的な勧告>

- ◎ 「規制影響分析」報告書は、現存する課題に関する政策目標がいかに関達成されるのかに関して、及び選択肢の実現可能性、費用便益分析に関して、再作業が必要である。

<個別の勧告>

- (1) 望ましいとする選択肢（オプション）が何をもたらすのか、明かに説明すること
- (2) 政策に関するさまざまな選択肢代替案の実施可能性（feasibility）については、「規制影響分析」の早い段階で検討すること
- (3) 最低でも、政策に伴う費用に関する定性的な分析は実施すること
- (4) 政策の選択肢と市場動向との関連性を明確に説明すること
- (5) 使用する割引率について、その理由を説明すること

事例 3： 新・市場アクセス戦略に対する「規制影響分析」

<全般的な勧告>

- ◎ 「規制影響分析」報告書は、①新戦略の対象とする問題をより広範な文脈の中でより明確に特定すること、②旧戦略への評価を補強すること、③望ましい選択肢に伴う不確実性等を、戦略実施プロセスの明確化とモニタリング・評価の強化によって補うこと等の対応が必要である（needs）。

<個別の勧告>

- (1) 現状の問題点をより明確に特定すること
- (2) 新戦略のもたらす付加価値をより丁寧に説明すること
- (3) 市場アクセスの優先順位付けに関しては、より詳細に分析すること

③メタ評価機能

欧州委員会の各総局が作成する「規制影響分析」に対しては、例えば英国会計検査院 NAO が実施しているような「メタ評価（＝評価の評価）」は実施されていない（同委員会に確認済み）。「規制影響分析」に関する「メタ評価」という観点からは、「規制影響分析委員会」の個別審査機能が、欧州委員会で実施されている唯一のものである。²¹

④モニタリング・事後評価機能

また、欧州委員会においては、「規制影響分析」に対する、その後のモニタリング及び事後評価も、厳格な意味では実施されていない。

欧州委員会の各総局（DG）内にある「評価ユニット」は、各総局にて実施される政策に対する政策評価（事後評価）の実施も所掌している。したがってこれらの評価ユニットにて、主要な政策案の事後評価が実施され、その枠組みの中で、『「規制影響分析」が実施され、またその後に採択されて実施された政策案』を対象とする事後評価が実施されているが、またその際に「規制影響分析」にて用いられたデータや分析が「ベースライン」として使用されるが、しかし、「規制影響分析」そのものに対する事後評価（費用・便益の事後検証等）は実施されていない状況である。

その要因としては、欧州連合（EU）における実務として、欧州委員会にて発議され決定された政策案（すなわち、「規制影響分析」が対象としている政策案）の内容は、その後、欧州連合の意思決定機能を果たす「EU 理事会（EU Council）」及び「欧州議会（European Parliament）」における検討過程を経る中で修正されることが多く、その結果として、「規制影響分析」が対象とした政策案と EU にて最終的に採択される政策とは大きく異なっているために、事後検証できないことが多いという点が挙げられる。このようなことから、欧州委員会による「規制影響分析」を対象とした事後評価を実施することの可能性が低くなっている。

²¹ なお、厳密な意味では「メタ評価」ではないが、「評価制度に対する評価」として、欧州委員会の「規制影響分析」システム全体に対する評価である「欧州委員会の規制影響分析システムの評価（Evaluation of the Commission's Impact Assessment System）」が欧州委員会事務総局によって実施中であり（実際には外部機関への委託により実施）、近々その報告書が発表されることとなっている。

4. 我が国において実施する際の論点

これまでの整理・分析結果を基に、今後我が国において RIA の質の向上に向けた仕組み・機能を構築する際に留意すべき点を整理する。

(1) 「事前審査」機能に関する論点

①実施機関

今回の調査対象国において RIA の事前審査を行っている機関に共通しているのは、その目的として、a) 過剰・不必要な規制を排除するという『規制の質の担保・向上』の側面と、b) その一環として、RIA の分析水準を一定程度に確保する（例えば、分析に使用しているデータや計算方法が正確であること等）という『評価の質の担保・向上』の側面の双方を掲げつつ、政府部内において規制に関する事項を中核的・横断的に取り扱う第三者的機関がその任を果たしていることである。例えば、米国における OIRA、英国における BRE、豪州における OBPR のように、政府部内において従来から「規制改革」を推進する機関が、ある一定の権限に基づき、各省庁から提出される RIA についての事前審査も行っているケースである。他方、EU における規制影響分析委員会（や英国の実務レベルの規制アカウンタビリティパネル）のように、RIA の事前審査のために新たに省庁横断的な組織が組成され、その役目を果たしているケースも存在する。

②実施権限

他方、それぞれの国の審査実施機関が有する直接的な権限は、ほとんどの場合、あくまで RIA 上での記載事項・分析内容の十分性——評価の質——を審査することであって、審査実施機関が審査の過程において規制そのものの是非——規制の質——を問うことはまずありえない。また、米国 OIRA のように、根拠法令である大統領令 12866 上の審査実施権限から派生して、連邦政府機関が提案してきた規制案（及びその RIA 案）を差し戻すほどの強力な権限を有しているケースは例外的である。つまり、政府部内の審査実施機関は、それぞれに与えられた実施権限の範囲内で事前審査を行っているのであって、仮に審査の過程で問題が発見された場合には、英国における政治レベルの規制アカウンタビリティパネルや、豪州における内閣官房等（いずれも首相が関与）にその審査結果を報告することで、その後の規制の成立可否の判断を政治に委ねる形が一般的であると考えられる。

ただしこれは、事前審査を行うことの必然性や目的にも大きく関わる点でもある。仮に RIA の事前審査プロセスに規制の成立可否に関する「門番的機能」を持たせるのか、それとも、評価の質の向上のための「助言的機能」として位置付けるのかによって、その制度設計は異なってくるものと考えられる。

③対象

少なくとも政府部内の審査実施機関が行う事前審査においては、各省庁が提案してきた RIA については、分け隔てなく／一律に審査することになろう。その上で、当該規制の重要性や分析内容等に応じて（例えば英国では費用規模に応じて、豪州では基準を満たしたかどうかに応じて）、さらなる詳細な審査の対象とする等の判断がなされるものと考えられ、その際に、審査を行う機関を政府部内の審査実施機関とするか、それとも政治レベルでの審査に委ねるかどうかの判断を行うことが可能である（英国の場合、内閣府 BRE による審査、実務レベルの規制アカウントビリティパネルによる審査、政治レベルの規制アカウントビリティパネルによる審査、が存在）。

なお、この点を論じる上では、審査の対象となる RIA の数と、その審査を行いうるだけの実施機関側の体制確保が 1 つの論点となるものとする。

④内容

今回の調査対象国において取り組まれている事前審査の内容を整理すると、概ね以下の 3 段階に分かれるものとする。いずれの場合においても、既に所与である RIA の制度上の要請事項——例えば RIA ガイドライン等——が審査の基準・拠り所となっている。

- 第 1 段階：本来 RIA の実施対象たる規制について、RIA が実施されているか
- 第 2 段階：実施された RIA が「手順上の要件」を満たしているか
- 第 3 段階：実施された RIA が「内容上の要件」を満たしているか

このうち、第 1 段階の審査については、米国における規制計画、英国における立法計画、EU における作業プログラムのように、今年度、もしくは次年度に策定する予定の規制案を一覧化した文書等を用いて、RIA の実施対象となる規制をあらかじめスクリーニングする方法や、豪州のケースのように、個々の規制について RIA の実施対象となりうるかどうかを都度照会させる方法が想定される。

他方、第 2・第 3 段階の審査については、RIA ガイドライン等での要請事項、もしくは当該要請事項をチェックリスト形式にしたものを用いて審査を行うことが想定される。特に第 3 段階の審査については、（実施・対応の有無で一律・自動的に判断しうる第 2 段階の審査とは異なり、）審査基準の客観化・明確化とどこまでが許容範囲・合格水準なのか、及び、当該審査基準を、審査側と被審査側（各省庁）との間で事前に合意しておくことが必要不可欠となる。

(2) 「メタ評価」機能に関する論点

①実施機関・実施権限

今回の調査対象国では、a) 米国 OIRA、英国 BRE、豪州 OBPR のように「事前審査」機能を果たしている機関が、自らの権限の範囲内、もしくは議会等からの要請に基づき、政府全体の動向を定期的に報告・公表するという意味合いで報告書を作成するケースと、②英国 NAO のように、制度を所管する機関とは立場が異なる第三者的機関が、評価制度の改善余地を検討する目的から評価・報告を行うケースとが想定される。

②対象

英国 BRE、豪州 OBPR の取り組みは、個々の RIA における手続的要件の遵守状況を定期的に報告することが目的であり、また、米国 OIRA の取り組みは、政府全体の規制がもたらす社会的インパクトを試算することが目的であるため、一定期間内に提出・審査されたすべての RIA がその調査対象となっている。他方、英国 NAO の取り組みは、個々の RIA の分析を縦覧して、その改善余地を抽出することが主眼となっていることから、すべての RIA を網羅的に対象とするよりも、一定数の RIA をより詳細に分析することの積極的意味合いがあるものと考えられる。

一般的にメタ評価 (meta-evaluation) とは、“実施した一連の評価の結果から得られた教訓を統合 (aggregate findings) するための評価、もしくは、評価者の質や業績を評価する「評価の評価」²²” という意味で用いられる。いずれの場合においても、メタ評価結果を用いて、何らかの改善につなげていくという目的では共通するものと考えられる。

③内容

上述の「事前審査」機能と同様、既に所与である RIA の制度上の要請事項が審査の基準・拠り所となっている。

²² OECD/DAC (2002) , Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 – Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management

(3) 「モニタリング・事後評価」機能に関する論点

今回の調査において、英国及び豪州における取り組み、具体的には RIA 上での分析項目の 1 つとして一定期間経過後のモニタリング・事後評価を要請しているケースは確認できたが、個別の RIA 事例において、数年経過後に実際どのような事後評価が行われたのかを確認することはできなかった。英国・豪州ともに RIA ガイドラインが改訂されたばかりであり、その意味では、今後の RIA のモニタリング・事後評価のあり方については、他国でも試行錯誤の段階にあるのではないかと考えられる。

ただし、事前評価である RIA において、将来的な事後評価についての時期及びその方法を記載することによって、規制がもたらす影響や目標達成にについての意識を高め、不必要な規制を存続させないという効用は大いに想定されうる。